

開会（午前１０時００分）

開 会

議長（鍛冶谷眞一）

ただいまから、平成２８年第５回能登町議会９月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、１２人で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本９月定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から９月１５日までといたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（鍛冶谷眞一）

日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２２条の規定によって、

３番 國盛 孝昭 君、

４番 市濱 等 君を

指名いたします。

諸般の報告

議長（鍛冶谷眞一）

日程第２、「諸般の報告」を行います。

地方自治法第１２１条の規定により、本定例会議に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名簿として、お手元に配布しましたので、ご了承願います。

本定例会議に、町長より別冊配布のとおり、議案３３件、認定１３件が提出されております。

次に、町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、平成２７年度決算に基づく能登町の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告があり、報告第８号として、お手元に配布いたしましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から、平成２７年度決算審査及び平成２８年５月分、６月分、

7月分の例月出納検査の結果についての報告があり、その写しもお手元に配布いたしましたので、ご了承願います。

次に、平成28年第4回能登町議会8月会議において配布いたしました議案及び別冊について、町長より議案の訂正についての訂正依頼がありましたのでお手元に配付のとおり訂正いたしました。お詫びして報告させていただきます。

これで、諸般の報告を終わります。

議案上程

議長（鍛冶谷眞一）

日程第3、議案第63号「平成28年度能登町一般会計補正予算」から、日程第35、認定第13号「平成27年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの33件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（鍛冶谷眞一）

町長から提案理由の説明を求めます。

町長 持木一茂 君

町長（持木 一茂）

本日ここに、平成28年第5回能登町議会9月定例会議の開会にあたり、ご提案いたしております、各議案の提案理由をご説明する前に、一言ごあいさつを申し上げます。

本年は、4月の熊本地震をはじめ、先月末の台風10号による水害で、北海道や岩手県を中心に甚大な被害をもたらしました。

このような被害状況をみますと、本町においても、決して他人事ではなく、改めて防災意識の高揚を図らなければならないと切に感じております。

9月1日は内閣府で制定された防災の日であります。常日頃から災害への備えを怠らないようにするため、本町でも昨年度に引き続き、9月25日に、能登町総合防災訓練を、柳田小学校をメイン会場とし、町内一円で実施いたします。今年度の防災訓練は、局地的な集中豪雨により、河川の氾濫・土砂災害を想定した訓練であります。

メイン会場の柳田小学校では、災害救助犬による倒壊建物からの負傷者捜索訓練を実施いたします。

そのほか、消火訓練として、放水訓練及び消防車両の乗車体験、水防訓練と

して、土のう造り体験など、様々な訓練を予定しています。

また、各地区での訓練会場では、避難所の開設・運営訓練として、被災者の受付、間仕切りの設営、非常食の提供など、町内の小中学生がスタッフとして、参加して活動することとしています。

宇出津新港において実施する沿岸訓練では、能都中学校3年生が、能登海上保安署の「おぎかぜ」、石川県漁業取締船「ほうだつ」に乗船し、情報伝達訓練や孤立者搬送訓練に参加します。

町民の皆様には各地区の訓練会場で、ご参加をお願いしております。議員の皆様にも是非ご参加していただきたいと思っております。

次に、去る8月22日から24日まで全国中学校体育大会ソフトテニス大会が、平成4年の開催以来24年ぶりに藤波運動公園のテニスコートで開催され、全国の中学生在が汗を流しました。

今後も各種大会を誘致し、テニスの町「能登町」を全国に発信してまいりたいと考えております。

次に、去る8月26日に、この議場をお借りして、能登町こども議会が行われました。議員の皆様にはご協力いただき、誠に有難うございました。

今回参加された13名の生徒は、議事進行を務めた生徒も、質問を行った生徒も、みな堂々としたものでした。将来、この子たちが成長して、大人になった時に、この議場で質問や答弁を行うこともあるのだらうと思うと、お手本としてしっかりやらなければならないと再確認いたしました。

それでは、本日ご提案いたしました議案20件及び認定13件につきまして、逐次ご説明いたします。

議案第63号から第69号までは、一般会計、特別会計、企業会計予算の補正であります。

今回の補正の主な内容は、マイナンバー制度のオンライン情報連携のために情報セキュリティ強化対策費の追加をはじめ、今後の大型テニス大会誘致を見据えて内浦総合運動公園のテニスコート改修費を追加したほか、国・県の内示を受けた事業の追加や、事業の進捗による組替えなどを行ったものであります。

議案第63号「平成28年度能登町一般会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億2504万8000円を追加し、予算総額を、

154億6045万8000円とするものです。

歳出から説明いたします。

第2款「総務費」は、5866万4000円の追加であります。第1項「総務管理費」において、一般管理費で「いじめ防止対策推進法」に基づく「能登町いじめ問題再調査委員会」に係る事務費を追加しております。文書広報費は、有線放送特別会計への繰出金の追加であります。

財政管理費では、統一的な基準による新地方公会計導入のための経費を追加計上いたしました。

財産管理費では、能都庁舎の清掃業務費を追加計上したほか、指定管理者選定委員会の事務費と町有財産の適正な管理を図るため、用地測量費等を追加しております。

基金管理費は、過疎地域自立促進特別事業基金の限度額調整に伴う減額であります。

企画費は、奥能登広域圏事務組合への共同電算費にかかる負担金について、国庫補助金が確定しましたので、財源の組み替えを行うものです。

地域振興費では、ふるさと能登町応援寄附事業で、ポイント制導入に係る経費を追加したほか、合宿等助成事業では実績増に伴う追加を行い、地域おこし協力隊事業では、地域配置型の事業実施に伴う組み替えであります。

交通対策費では、のと里山空港ふるさとタクシーの負担金を新たに追加しております。

電子自治体推進費は、マイナンバー制度のオンライン情報連携のため、情報セキュリティを抜本的に強化する関連機器の更新費用の追加であります。

新統合庁舎整備費では、庁舎基本設計プランの周知用チラシ作成費を追加したほか、不動産鑑定評価業務費を追加計上いたしました。

第2項「徴税費」では、固定資産税賦課、委託業務確定による調整のほか、新たに、法務局の山地番・耕地番修正に伴う公図修正業務費の追加であります。

第3項「戸籍住民基本台帳費」は、個人番号カード関連事務費について、負担金の追加を行っております。

第5項「防災費」において、大規模災害時における業務の継続性を確保するための「業務継続計画」いわゆるBCPの策定費を新たに追加したほか、県の防災計画の見直しに伴う地域防災計画修正業務を追加いたしました。

第3款「民生費」は、1329万3000円の追加であります。

第1項「社会福祉費」において、社会福祉総務費では、日赤車の管理費を追加したほか、民生児童委員活動単価改正に伴う追加と、援護事業において、戦没者弔慰金の事務費を追加しております。

また、老人福祉施設管理費は、土地賃借料の追加であります。

老人福祉費では、老人クラブに対する補助金が申請に基づき確定いたしましたので、追加と調整を行いました。

介護保険費は、スプリンクラー整備支援事業を介護基盤施設等緊急整備事業から、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業へ組み替え調整し、新たに、地域介護・福祉空間整備推進事業として、介護ロボット等導入支援特別事業を追加しております。そのほか、介護保険特別会計への繰出金を追加しております。

第2項「児童福祉費」において、新たに、第3子以降の児童クラブ利用料を半額補助する多子世帯放課後児童クラブ利用料支援事業を計上いたしました。

第4款「衛生費」は、506万5000円の追加です。水道事業会計への補助金と簡易水道特別会計への繰出金の追加であります。

第6款「農林水産業費」は、3353万円の追加であります。

第1項「農業費」において、鳥獣被害防止対策事業に、クマ捕獲用檻購入費とイノシシ用電気柵設置にかかる協議会への補助金を追加したほか、農業振興対策事業では、TPP協定の大筋合意を踏まえ、産地の高収益化に向けた取組支援として、「中山間地域等担い手収益力向上支援事業」で「あんぽ柿」のPR事業の助成や「産地パワーアップ事業」として、遠赤外線乾燥機の導入補助を追加し、意欲ある担い手の支援を行います。

また、中山間地域等直接支払事業では、過年度の協定農用地見直しによる返還金を追加いたしました。

第3項「水産業費」において、水産業振興費では、鮮魚選別機や海水冷却装置の整備費として、小規模近代化設備整備事業を追加したほか、鵜川漁港の舗装工事を追加しております。

第7款「商工費」は、10万1000円の追加です。JR金沢駅に設置されております「能登デスク」の人員増に伴う負担金の追加であります。

第8款「土木費」は、4748万4000円の追加であります。

第3項「河川費」において、河川維持管理事業では、河川の浚渫工事費を追加しております。

第5項「都市計画費」において、小木地区都市再生整備計画事業では、国補正予算による内示に伴う事業費の追加と観光交流施設の位置変更に伴う組み替えを行っております。そのほか、公共下水道事業特別会計への繰出金を追加計上しております。

第6項「住宅費」では、借上町営住宅にかかる事務費と賃借料の追加であります。

第9款「消防費」は、消防宇出津分署建設事業において、法面工事等の変更と補償費追加に伴う組み替えを行っております。

第10款「教育費」は、6691万1000円を追加いたしました。

第1項「教育総務費」において、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「能登町いじめ問題対策連絡協議会」及び「能登町いじめ問題専門委員会」の設置費用の追加であります。

第2項「小学校費」と第3項「中学校費」において、教育振興費で、いしかわ道德教育推進事業の追加内示を受けて、事業費を追加するものです。

第5項「保健体育費」では、来年度本町と七尾市での共同開催を予定しているインカレや今後の大会誘致を見据え、内浦総合運動公園のテニスコートを砂入り人工芝にする改修費や防風ネット等の整備費を追加しております。

以上、2億2504万8000円の財源として、
歳入に、第11款「分担金及び負担金」、第13款「国庫支出金」、第14款「県支出金」、第18款「繰越金」、第19款「諸収入」、第20款「町債」を追加し、第17款「繰入金」を減額して収支の均衡を図りましたので宜しく願いいたします。

議案第64号「平成28年度能登町有線放送特別会計補正予算(第1号)」は、440万円を追加し、予算総額を3億4428万3000円とするものです。

その内容は、自主放送の番組内容を充実させるため、金沢ケーブルテレビのテレビ番組提供にかかる費用と、小間生橋へケーブル添架するための管整備にかかる追加費用を計上するものです。

歳入において、第4款「繰入金」、第7款「町債」を追加し、収支の均衡を図りました。

議案第65号「平成28年度能登町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」は、保険事業勘定において2768万3000円を追加し、予算総額を3億2億3875万5000円とするものです。

その内容は、歳出において、平成27年度国庫金等の精算返還金の追加であり、歳入で、第5款「療養給付費等交付金」、第10款「繰入金」、第11款「繰越金」を追加し、収支の均衡を図りました。

議案第66号「平成28年度能登町介護保険特別会計補正予算(第1号)」は、保険事業勘定において、1131万円を追加し、予算総額を29億2098万6000円とし、サービス事業勘定において、1164万5000円を追加し、予算総額を2806万4000円とするものです。

保険事業勘定では、在宅医療・介護連携推進事業費の組み替えのほか、認知症地域支援推進員等設置事業の事務費を追加いたしました。そのほか、平成27年度介護給付費等の精算にともなう返還金の追加と地域支援事業費の過年度償還にかかる一般会計繰出金の追加であります。

歳入で、第4款「国庫支出金」、第6款「県支出金」、第9款「繰入金」、10款「繰越金」を追加し、収支の均衡を図りました。

また、サービス事業勘定では、小木デイサービスセンターの設備改修費を追加したほか、藤波デイサービスセンター及び七見デイサービスセンターの過年度分指定管理料を追加計上いたしました。

歳入で、第3款「繰入金」を追加し、収支の均衡を図りました。

議案第67号「平成28年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、555万2000円を追加し、予算総額を、6億6702万7000円とするものです。

その内容は、国からの要請を受け、中長期的な基本計画となる下水道事業の経営戦略を策定するものです。

歳入で、第5款「繰入金」を追加し、収支の均衡を図りました。

議案第68号「平成28年度能登町簡易水道特別会計補正予算（第1号）」は、676万3000円を追加し、予算総額を、5億940万2000円とするものです。

その内容は、水道事業会計との統合に向けた例規整備支援業務の追加のほか、道路改良に伴う水道管移設工事と小間生橋添架負担金の追加であります。

歳入で、第4款「繰入金」、第6款「諸収入」、第7款「町債」を追加し、収支の均衡を図りました。

議案第69号「平成28年度能登町水道事業会計補正予算（第1号）」は、収益的収入及び支出に259万2000円を追加し、予算総額を4億9466万9000円とするものです。その内容は、下水道事業と同じく、経営戦略を策定するものです。

次に、議案第70号「能登町公営塾利用料徴収条例の制定について」ですが、能登高校生及び小中学校の学習意欲と学力の向上を図るため、8月4日にまちなか鳳雛塾を開講しており、10月から利用料の徴収を行うため、条例を制定するものです。

次に、議案第71号「能登町情報 ネットワークセンター条例の一部を改正する条例について」ですが、現行では、送信停止措置後に「脱退」や「一時休止」する手数料についての規定がないため、実情にあわせて改正するものです。

次に、議案第72号「能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、平成28年11月分以降の保育料について、県が実施予定である「多子世帯保育料無料化事業」に対応させるため、低所得者の第2子半額の保育料を県と町で負担し無料とするため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第73号「能登町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、医療費の給付額を親、子ともに現行の月千円の自己負担から子のみ全額給付に改正及び対象児童の現物給付方式導入に伴う所要の改正を行うものです。

次に、議案第74号「能登町子ども医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、医療費の給付額を現行の月千円の自己負担から全額給付に改正及び対象児童の現物給付方式導入に伴う所要の改正を行うものです。

次に、議案第 75 号「能登町宇出津港水産物鮮度保持施設条例の制定について」ですが、町内に水揚げされた水産物の鮮度を保持しつつ、市場の動向により供給量や流通量を調整し、漁業関連従事者の安定的な収入確保を図るため、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により制定するものです。

次に、議案第 76 号「能登町宇出津港水産物加工処理施設条例の制定について」ですが、町内に水揚げされた水産物を鮮魚だけでなく、加工品の生産性を高めることにより、能登の水産物のブランド力を向上させ、水産業界活性化を図るため、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により制定するものです。

次に、議案第 77 号「能登町借上町営住宅条例の制定について」ですが、能登町創生総合戦略に基づく人口対策として、U・I ターンや、町外からの移住者の受け入れ体制の強化を図るため、民間が建設した住宅を町が借り上げることに伴い、借上町営住宅として、運用を行う際に必要な事項を制定するものです。

次に、議案第 78 号「能登町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について」ですが、いじめ防止対策推進法第 14 条第 1 項及び第 3 項並びに第 30 条第 2 項に規定する組織の設置に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

次に、議案第 79 号「能登町立公民館条例の一部を改正する条例について」ですが、能登町立岩井戸公民館北河内分館においては、社会教育法で定める教育機関としての役割を果たしていないこと。また、施設の老朽化が著しく、管理運営に支障があるため、廃止する所要の改正を行うものです。

次に、議案第 80 号及び議案第 81 号の 2 議案につきましては、「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

この議案につきましては、去る 8 月 18 日能登町公の施設指定管理者選定委員会の承認を受けて地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

また、指定管理者の選定委員会では、地方自治法第 244 条の 2 第 5 項に基づく指定期間については、営利を主たる目的にしている施設については 3 年間としておりますので、宜しく願います。

はじめに、議案第 80 号は能登町宇出津港水産物鮮度保持施設であります。

この施設は、日々の水揚げ量の把握、相場の価格と需要量の随時確認などの情報収集が必要なことから、水産関連機関及び関係業者等と繋がり深い石川県漁業協同組合を指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第 81 号は能登町宇出津港水産物加工処理施設であります。この施設は、加工技術、流通経路、卸先など様々なノウハウや各種団体との繋がり、地域雇用の創出などが必要なことから、株式会社奥能登食材流通機構を指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第 8 2 号「請負契約の締結について（平成 2 8 年度能登町衛生センター改良整備工事（プラント）について」ですが、去る 8 月 2 4 日、制限付き一般競争入札（事前審査型）を行いましたところ、5 億 7 1 3 2 万円で、愛知県名古屋市の株式会社クリタス東海支店が落札致しましたので、能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、認定第 1 号「平成 2 7 年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第 1 3 号「平成 2 7 年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの 1 3 件につきましてご説明いたします。

これら 1 3 件の認定につきましては、平成 2 7 年度一般会計及び 1 0 特別会計並びに 2 企業会計の歳入歳出決算であり、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項及び公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、議会の認定をお願いするものであります。

なお、平成 2 7 年度の決算状況につきましては、別冊の「平成 2 7 年度主要施策の成果説明書」の中でも決算額の概要を明記しておりますので、円滑な審査が進められますようご理解とご協力をお願い致します。

以上、本定例会議に提出いたしました議案等につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決議を賜われますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（鍛冶谷眞一）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（鍛冶谷眞一）

日程第 3 議案第 6 3 号から、日程第 2 2 議案第 8 2 号までの 2 0 件についての質疑を行います。

質疑は、大綱的な内容でお願いいたします。質疑を求めます。質疑ありませんか。

4 番 市濱等君。

4 番（市濱等）

議長のおっしゃる大綱的質疑に近いように努力します。細かいことも聞かかもわかりません。どうかよろしくお願いいたします。

それでは質問をさせていただきます。

議案の第70号、能登町営塾利用料徴収条例の制定について、この件についてお尋ねをいたします。

私はこの公営塾、まことにいいことを町もやってやなと感心しておりました。ところが出てきた条例を見ますと、受講料を徴収しようというふうな議案になっていますが、なぜ利用料を徴収するのか。そして、予算としてどれくらいのものが見込まれるのか。その辺をお尋ねしたいと思います。

それともう一つ、権限について。第5条、町長に対して大きな権限が付与されているように思います。これほどの権限を付与する理由、その辺も少しお尋ねしたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

総務課長 赤阪浩幸君。

総務課長兼秘書室長（赤阪浩幸）

それでは、市議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、まちなか鳳雛塾でございますけれども、これまで鳳雛塾につきましては能登高校内で公営塾を設置しておりました。公営塾につきましては3年目となります。学校内で学習指導を行っておりましたが、利用者の増に伴いまして、また3年目ということで本格的な受験を控えているということもありまして、何としても進学実績を伸ばしたいということで、旧宇出津公民館にまちなか鳳雛塾として公営塾をスタートさせたものであります。

1点目の質問でございますけれども、利用料を徴収してどういった経費に充てるのかということでございますが、まず講師等の賃金や備品等につきましては町のほうで負担したいというふうに考えております。利用料で利用者にご負担していただくものにつきましては、例えば電気料でありますとかインターネットの利用料、それから教材費等、あと細かい消耗品等がございます、おおむねこちらの見積もりでは十一、二万ぐらいかかるのかなというふうに考えております。月、十一、二万です。それを大体利用者を30人程度見込んだものでございます。

現在、利用者につきましては25名というふうになっておりますが、今後利用者は若干ふえるのかなという思いでございます。

それと権限についてのご質問でございますけれども、現在、軽減を行いたいというふうに考えておりますのは、生活保護の世帯の方、それからひとり親家庭の方等でございます。お子さんの経済的な家庭の事情によりまして、町長の判断により軽減を行いたいというふうに考えておりますので、どうぞご理解よ

ろしくお願いいたします。

議長（鍛冶谷眞一）

4 番 市濱等君。

4 番（市濱等）

今議会にも議員さんから提出されております請願の中に、大学進学についての意見書が提出されております。これは大学、国の意見でございますが、町の公営塾も将来の能登町を憂えて人材を確保、立派な人材を育てるのが趣旨だというふうに私理解するんですが、私は教育は社会のインフラと捉えて、未来への投資だというふうに考えます。こういう考え方は一億総活躍社会を提唱している時代の主流ではないかなというふうに思うんですが、社会的便益という考え方をする必要があるのではないかなというふうに思います。

町営塾もこれくらいの十二、三万ですかね、これを町で負担するような、やはりもっと広い心で子供たちを育てていただきたいなと。そういうふうにはこの議案を見て思うところでございます。

こういう意味で、無料化が妥当なのではないかなというふうに思うんですが、町長どうですかね。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

確かに市濱議員のおっしゃるようなご意見もあろうかと思います。ただ、やはり子供たち自身にも利用料を払って自分たちが勉強しているという意識を持ってもらうことも大事なかなと。それによって、そういった時間、あるいは教材等も無駄にしないできちっと使ってくれると思いますし、そういった意味では、ある程度有料というのは必要なことかなというふうに思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

4 番 市濱等君。

4 番（市濱等）

子供たちの自主性というか、そういうものを促すためにも必要だというふうな町長の見解でございますが、子供たちに私たちが与えられるのは何かというと、そういう経済的で、そして、そういうことを与えることによって子供たち

が感謝の気持ちを持って、そしてまた能登町へ帰ってきたいなという気持ちが湧いてくればいいなという思いで質問をさせていただきました。

それともう一つ、この件についてですが、宇出津のまちなかに鳳雛塾ができました。これを地方というのは失礼な話ですけれども、松波とか柳田とか、こういうところに開設する思いはありますか。それをちょっとお聞かせいただきたいなど。

議長（鍛冶谷眞一）

総務課長 赤阪浩幸君。

総務課長兼秘書室長（赤阪浩幸）

それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

宇出津以外の地域での公営塾の設営はないのかというご質問ですけれども、スタートそのものが能登高校の魅力化プロジェクトの一環ということでスタートしております。その関係上、まず能登高校のある宇出津地区での設営ということでスタートさせていただきました。

ほかの地区での公営塾の設営につきましては、能登高校の魅力化プロジェクトの一環という趣旨とは若干違うのかなという思いはありますが、ただ、公営塾そのものの設置につきまして、今後このまちなか鳳雛塾の実績といいますか効果がどれほどあるのか見きわめまして、その他の地区での設営も検討していきたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

議長（鍛冶谷眞一）

4 番 市濱等君。

4 番（市濱等）

将来的には、利用者が多くて子供たちが勉学に励むあれが大きければ何とか考えてみようというふうなことを今答弁いただきました。

私、先に何件と言いませんでしたけれども、もう2件ありますので、どうかよろしくお願いします。

79号、公民館条例の一部を改正する条例についてということですが、公民館が1館減少するということになると16から15になるのかなというふうに私は理解しますが、大変寂しい思いがしております。

私は、公民館の運営について少しお聞きしたいなど。この春、公民館の一部に運営に問題があったというふうなことを聞いております。その問題は解決済

みだそうでございますが、今後の指導体制がどうなっておるのか。運営に対して教育もしくは研修などは行っているのか。悪いところだけ削除しても根本にある指導体制が問われているのではないかというふうに思いますが、教育事務局長。

議長（鍛冶谷眞一）

教育委員会事務局長 中嶋久嘉君。

教育委員会事務局長（中嶋久嘉）

市濱議員の質問にお答えいたします。

1点目の北河内分館につきましては、15公民館体制は変わりません。分館についての今現在、施設の老朽化や地域からの危険除去ということもありまして、今回閉鎖、解体していくものでございます。

あと公民館体制の運営についてのご指摘でございますけれども、公民館職員についても研修等、新任等も含めて今のところ順調にいつているのではないかなと私は考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（鍛冶谷眞一）

4番 市濱等君。

4番（市濱等）

研修もしたと、そういうことですね。今後、不祥事のないようにできればいいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、議案の81号ですね。請負契約の締結について。環境衛生センターの改良工事ですかね。これについてお尋ねをいたします。

議長（鍛冶谷眞一）

82号じゃないでしょうか。

4番（市濱等）

申しわけない。訂正いたします。82号で。

請負契約の締結についてですけれども、この工事、私、皆さんの、係の方の説明とか、それから進捗状況、書類を見ますと、競争入札で行う事業であるのかなと。私は簡単に話しますが、随意契約でもこの工事はやっていけるのではないかなというふうな内容のものではなかろうかなというふうに思います。そういうことに対しては、係の課長もいろんな考え方で入札にされたと思

いますが、その辺どうですか。

議長（鍛冶谷眞一）

環境対策課長 谷内裕幸君。

環境対策課長（谷内裕幸）

市濱議員にお答えします。

この件につきましてですけれども、随意契約ということも考えてはみましたが、ただ金額的に6億という金額になっておりました。設計額が6億2,979万1,200円という状況でしたので、これにつきまして全国にこれをインターネットで、ホームページで周知しまして、一般競争入札ということに検討したものでございますので、ご了承願います。

議長（鍛冶谷眞一）

4番 市濱等君。

4番（市濱等）

浄化槽の設備には大変日進月歩あると思うんですね。課長、すぐ一緒に答えてもらえばよかったんですが、いろんなシステムがあると思うんです。どのようにこのシステムを検討されたのか。その辺をちょっと。いろいろ処理方法もあると思うので、その辺を詳しくお願いします。

議長（鍛冶谷眞一）

環境対策課長 谷内裕幸君。

環境対策課長（谷内裕幸）

これにつきましてですけれども、衛生センターの稼働につきましてはもう27年の経過で、老朽化が進みまして、その維持修繕に高額な経費がかかるということになっておりました。これにつきまして、平成25年度ですけれども基本構想を策定いたしまして、その中におきまして数値等を出しまして、その結果ですけれども5つのケース、既存のまま改良していく経費、それから長寿命化という状況で進めていくもの、それに新システムの新設ということで今の改良の下水道という、それからバイオマスの新設というものも検討いたしました。それから、今の既設改良下水道投入方式ということで検討いたしました結果、建設費、それに今後の維持管理費等の一番低コストのかからないということの検討をいたしました結果、今の改良工事のランニングコストがかからない、こ

の面で一番最良と判断いたしましたもので、現在のこの計画で進めておりますので、よろしく願いいたします。

議長（鍛冶谷眞一）

4 番 市濱等君。

4 番（市濱等）

技術については、例えば 10 年前に隣の珠洲市がし尿とメタン発酵材料を混合してバイオメタン発酵施設を完成しております。近年でも、石川県もメタンの活用いしかわモデルというふうな形で推奨しておるというふうなことを聞きます。私も珠洲内浦環境衛生組合のときにバイオメタン発酵施設を新潟ですか行って視察してきました。何とすばらしい画期的なものだなというふうに思いました。できたらいろんなこれから設備の改良、それから更新とかあると思います。どうか日進月歩、技術も進んでおります。どうかそういうことをまた心がけていただきたいなというふうなことを思いまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（鍛冶谷眞一）

ほかに質疑ございませんか。

10 番 向峠茂人君

10 番（向峠茂人）

それでは、議案第 77 号について。

借上町営住宅の件ですけれども、この間、全協でいただいた地図を見ると、宇出津地区と松波地区と小木地区ですわね。

この借上住宅をやるという、そういう事業について、私は別に異存はないんですけれども、町が進めているこの事業で、津波想定地域内での建築を 3 カ所。小木のほうは若干高台かなとは思いますが、素朴な疑問で、町民も恐らくそういうことを考えている。何で役場庁舎、消防の分署が津波からかかりにくい奥のほうへ行って、町営住宅となると準公の施設かなと私も感じます。そういうところにそういう建物を許可して町が借り上げる。そういう経緯に至った点について、ひとつ納得のいく説明をいただきたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

担当課長でよろしいですか。

建設課長 小島忠浩君。

建設課長（小島忠浩）

それでは、津波対策のことについてご質問があったと思いますので、説明させていただきます。

津波対策については、防波堤の延長、その他地域全体でいろいろな対策をする必要が必要だと私も思います。しかしながら、住宅建築の是非に関しては、建築確認許可をいただいて建築に当たります。その中で、津波警戒区域における建築の制限は現在のところなされていないので、選定のときに課題に挙がらなかったものだと考えております。

また、津波警戒区域においては、住宅を建築できないとの指導も、町としては建築基準法を超えた指導となるのでできないものと判断したもので、ご理解をよろしくお願いします。

議長（鍛冶谷眞一）

10番 向峠茂人君

10番（向峠茂人）

建設課長の答弁では、規則に準じた、さすが官僚らしい答弁かなと思いますけれども、これは素朴に、単純に考えれば、規則に準じてやるということもそれは大事なことですけれども、それがないからじゃなくて、やはり安心・安全を第一に考えた場合は、より高台にそういう事業をするのが適切かなと思いますけれども、たまたまそういう住宅、アパートを建設する地面がなかったといえればそれまでですけれども、先ほど申したとおり安心して住めるようなところに建設するべきかなと思いますけれども。

それと、この3地区にアパートを建設していますけれども、今後、将来的にまだ何地区か候補を選んで、そういう事業者がいれば借り上げの方向に行くのか。また、今は偶然にも海岸に近い場所ですけれども、私、旧柳田村で、ああいう山間地でももしそういう事業者がおって建築した場合、町は将来的にそういう今回同様な借り上げをなさるのか。それを含めて答弁をいただきたいと思います。

今のままで充足しているのか、今後まだ現在の3地区のアパートでは足りないから、今後まだそういう民間の業者が建てて、こっちも借り上げにしてくれというそういう状況があった場合、それも認めるのか。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

先ほど課長が答弁しましたがけれども、あくまでもこれは民間が建てたアパートを町が借り上げるということなので、建てる土地を持っていच्छる方、あるいは土地を手に入れることが可能な方に限ると思います。ですから今回の場合はそういった形になると思いますけれども、今後この3棟以外の場所ということなんですが、やはり入居状況とかそういった需要と供給のバランスを今後見ながら、ほかの地区でも必要ならばやっていかなければならないのかなというふうには思っています。

議長（鍛冶谷眞一）

10番 向峠茂人君

10番（向峠茂人）

さきの全協にこの3地区の入居予定というか、何かパーセンテージを示したような私、記憶していますけれども、ちょっとど忘れしましたので、もう一回ひとつ入居予定者とか、どれぐらい、たしか入居する予定ということはこの間、総務課長がお話しされたと思いますけれども、もう一回、面倒でもご説明いただきたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

建設課長 小畠忠浩君。

建設課長（小畠忠浩）

向峠議員さんの質問にご説明いたします。

入居の予定がどれほどあるのかということでしたが、前回、前々回の委員会において一回説明したと思います。全部で大体今のところ想定すると21戸くらいが各課協議したところ埋まるものと想定しております。

以上です。

10番（向峠茂人）

課長、全体で21戸？

建設課長（小畠忠浩）

はい。

10番（向峠茂人）

ここの団地のアパートの入居予定者でないが。

建設課長（小畠忠浩）

入居がまだあれなので、想定できる方が。

10番（向峠茂人）

全体的に。

建設課長（小畠忠浩）

大体21戸が埋まる予定ということで想定されているということでございます。

議長（鍛冶谷眞一）

よろしいですか。

ほかに質疑。

1番 田端雄市君

1番（田端雄市）

2点お願いします。

まず1点目ですけれども、民生費の介護保険費の中にあります介護ロボット等導入支援特別事業について、イメージがよくわかりませんので説明していただきたいのと、具体的にどのような施設にどういう形で入れるのか、ちょっと説明をお願いします。

議長（鍛冶谷眞一）

健康福祉課長 朝川由美子君。

健康福祉課長（朝川由美子）

それでは、田端議員の質問にお答えします。

介護ロボット等導入支援特別事業と、補助の補助金名はそうなっておりますが、具体的にはセンサーつきベッドで、痴呆のある方とかベッドを離れたときにそれを感知してナースセンター等にお知らせする、そういったシステムのベッドで、現在3台分を計上しております。

導入予定の施設につきましては、介護保険の療養型の施設から申請が出てきております。

以上です。

議長（鍛冶谷眞一）

1 番 田端雄市君

1 番（田端雄市）

わかりました。非常に明快なお答えで。

センサーつきベッド、何床になりますか。幾つになりますか。

議長（鍛冶谷眞一）

健康福祉課長 朝川由美子君。

健康福祉課長（朝川由美子）

先ほどお話ししました 3 台分になります。

議長（鍛冶谷眞一）

1 番 田端雄市君

1 番（田端雄市）

ありがとうございます。

引き続きですけれども、50 ページの地域支援事業費で、認知症総合支援事業費がありますね。認知症地域支援推進員等設置事業費ということで出ていますので、これも具体的にどういう活動をされるのか、どういう形で選任されるのか教えてください。

議長（鍛冶谷眞一）

健康福祉課長 朝川由美子君。

健康福祉課長（朝川由美子）

こちらの認知症地域支援推進員等の設置事業につきましては、認知症について早急に、初期に対応するために、そういった専門の推進員を町に設置することで、ただいま町の職員等が受講しています。

ただ、この事業費の中で今回、認知症初期集中支援チームを設置することにしております。検討委員等は医療機関等の専門職種等を含めチームを結成し、相談があった初期認知症に対応するためにチームをつくり、今後の支援内容を検討する、そういったチームを設置していく予定にしております。その認知症

初期支援チームの研修等の経費が今回の主な経費になっております。

以上です。

議長（鍛冶谷眞一）

ほかに質疑ありませんか。

12番 宮田勝三君

12番（宮田勝三）

よろしくお願いします。

鳳雛塾の件で、私も市濱議員の話を聞いて思ったことが1点ありますし、また、私きょう予算じゃなくして、鳳雛塾のことで、もう少し早く思いを述べればよかったかなと思っておりますので、お許しを願って、2点だけ。

一つに、3,000円の件ですけれども、町長の考え方はわかりました。3,000円が高いとも安いとも言えませんが、私は町の全体の総予算を考えたときに、子供たちが年間、想定の人数からいって、恐らく0.01か0.001ぐらいのパーセントになろうかと思います。お金を払って親御さんたちに力をかりて私も勉強しているんだよという思いをさせるのも、これはある意味大切なかなと思います。

これからの検討課題として、どう思われるのか。私は、少なくとも将来ある子供たち、そしてまたこれから先の能登町を担っていただく、守り育てていただけるようなお子さんたちを育てるという意味の先行投資であるならば、近い将来これも無料でいいのかな、そんなふうに思いますが、どう思っておられるか。検討の余地はこれから先あるのかないのか。されようとしているのか、していないのか。

そしてもう一つは、これが私が今言うべきよりも先にお話をすればよかったかな。全協にもというか、当初のこの案件が出たときにお話しすればよかったんですが、私も反省の念を込めて言わせていただきますが、たしか耐震基準がなされてない施設かなと私は思っております。保育所、学校の統廃合に係しては、お子さんが少ない、子供さんが少ない。そしてまた、耐震基準が見直されていない、満たされていないというような、この2つが重き統廃合の件だったであろうと思うんです。

そういうことで、じゃ、あの施設を何年間か続けるときに、使うときに、耐震補強をどうするのか。私は、もう少し学校、小学校、空き部屋等々があれば、耐震補強も済んでおりますし、そういったところをうまく利用できないのかということを含めて、今の鳳雛塾の場所、建物を今後どのようにしていくのか。子供さんさえいれば永続的にあそこでやろうとするのか。

私は今後の課題かなと思っておるんですが、この2点について前向きなお話を聞かせていただければと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

総務課長 赤阪浩幸君。

総務課長兼秘書室長（赤阪浩幸）

それでは、宮田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の利用料、月3,000円でございますけれども、議員さんご指摘のとおり3,000円が適切かどうかということにつきましては、今後検討したいなと思います。

ただ、先ほど町長も申しましたとおり、利用される方の負担をして、自分がそういった町が設置した公営塾を利用すると。そこを利用した結果、自分の将来を切り開いていくという気持ちを持っていただくために、それがどれぐらいの利用料が必要かどうかは今後検討させていただきたいなと思います。

2点目の耐震基準についてでございますけれども、能登高校の新入生、進学実績は、能登町の中学生の3年生が今年度、全体から入学した率は約30%でございました。これは、約7割が町外の高校へ進学されているということでございます。近隣の市町の各中学生の進学状況を見ましても、これほどの低い率というのはほかの市町では見当たりません。

ちなみに、昨年度は進学は約4割。したがって、約6割の方が町外の高校へ進学されたという実績でございます。

年々少子化が進んでおりまして、さらに来年度、高校進学予定者数は減るという見込みで、能登高校の入学者確保は待ったなしの状況でございました。

このような状況の中で、能登高校をさらに魅力を上げて新入生を確保したいという思いから、急遽、旧宇出津公民館にまちなか鳳雛塾を設置したという経緯がございます。

今後、耐震基準も含めまして、こういった施設でこういった公営塾の設置がふさわしいか、それは検討はしていかなければなりませんけれども、今年度におきましては、そういった新入生確保が喫緊の課題だということで取り組んだということをご理解していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（鍛冶谷眞一）

12番 宮田勝三君

12番（宮田勝三）

答弁は要りません。

いま一度、私の思いを述べさせていただいて終わりたいと思うんですが、町の先行投資だと思います。子供たち、町を守っていただく、育てていただく。これからの未来ある子供たちを守るということを考えれば、今の施設でいいのかなと。そういうことを思いますので、この２点については、当然このスタートについては私は異論ございません。

そういうことを含めて、この１年間かけてしっかりとしたものをつくっていただければいいのかなと思っておりますので、前向きに検討を促して、終わりたいと思います。

よろしくお願いします。

議長（鍛冶谷眞一）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（鍛冶谷眞一）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第６３号から議案第８１号までの１９件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。議案第８２号の１件については、全体審議といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、議案第６３号から議案第８１号までの１９件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

議案第８２号の１件については、全体審議とすることに決定しました。

議長（鍛冶谷眞一）

日程第２３、認定第１号「平成２７年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第３５、認定第１３号「平成２７年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの１３件について、質疑を行います。

質疑は大綱的な内容をお願いします。

質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

議長（鍛冶谷眞一）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第３６、「決算特別委員会の設置及び委員の選任について」を議題といたします。

お諮りします。

認定第１号「平成２７年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第１３号「平成２７年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの１３件については、能登町議会委員会条例第６条の規定により、６人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、認定第１号から、認定第１３号までの１３件は、六人の委員で構成する、決算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

休 憩

議長（鍛冶谷眞一）

ここで、しばらく休憩します。

再 開

議長（鍛冶谷眞一）

お諮りします。

ただいま、設置されました、決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第4項の規定によって議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、議長において指名することに決定しました。

それでは、指名します。決算特別委員会の委員に、

2 番 金七祐太郎君

4 番 市濱 等君

5 番 小路 政敏君

6 番 酒元 法子君

7 番 椿原 安弘君

9 番 南 正晴君

以上の6人を指名します。

議長（鍛冶谷眞一）

お諮りします。

以上の6人を、決算特別委員会の委員とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました6人が、決算特別委員会の委員に決定しました。

休 憩

議長（鍛冶谷眞一）

ここで、しばらく休憩します。

休憩中に、五階委員会室で、決算特別委員会を開き、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

再 開

議長（鍛冶谷眞一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、委員会条例第9条第2項により、休憩中に決算特別委員会で互選されました委員長及び副委員長をご報告いたします。

決算特別委員会、委員長に

9番 南 正晴君

副委員長に

6番 酒元 法子君

以上であります。

これで、決算特別委員会委員長、副委員長の互選結果の報告を終わります。

請 願

議長（鍛冶谷眞一）

日程第37、請願第2号「小浦漁港の整備促進について」及び日程第38、請願第3号「町道小木11号線道路拡幅に関する請願書」の2件を一括議題とします。

今期定例会議において上程することとした請願2件は、お手元に配布してあります請願文書表のとおりであります。

請願について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

請願第2号「小浦漁港の整備促進について」について

2番 金七 祐太郎 君

2番（金七祐太郎）

請願第2号「小浦漁港の整備促進について」の趣旨説明を行います。

小浦漁港内の消波ブロックは、消波機能の低下が著しいことから嵩上げを、また港内の水深も浅いところが見受けられ漁船の操船に支障をきたしていることから港内浚渫を、並びに、また今後の漁港維持管理推進のため、漁港用地舗装の実施を願うものでございます。

請願者の住所、氏名は能登町字小浦7字2番地 小浦地区地先管理委員会委

員長 藤田 郁夫、能登町字小浦 7 字 2 3 番地 小浦区長 三田 勝之様でございます。

以上、趣旨説明を終わります。

議長（鍛冶谷眞一）

次に、請願第 3 号「町道小木 1 1 号線道路拡幅に関する請願書」について
5 番 小路 政敏君

5 番（小路政敏）

請願第 3 号「町道小木 1 1 号線道路拡幅に関する請願書」の趣旨説明をさせていただきます。

当該地区は、小木における中心的位置にあり町道小木 1 1 号線は道幅が狭く中型車以上が通れず、出口付近は消防車が右折できない道路であります。道路拡幅について早急に調査、改良を願うものであります。

請願者の住所、氏名は能登町字小木 1 5 字 1 8 番地 3 小木区会区長 北野修、能登町字小木 1 7 字 6 8 番地 高浜第 2 町内会長 土坂 統正、能登町字小木 2 字 5 6 番地 1 3 能登町消防団小木分団長 新谷 正仁 様でございます。

以上、趣旨説明を終わります。

議長（鍛冶谷眞一）

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております請願 2 件は、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、請願 2 件は、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま付託されました請願の審査結果については、今期定例会議期間中に報告していただきますようお願いいたします。

休会決議について

議長（鍛冶谷眞一）

日程第39、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

委員会審査等のため、9月7日から、9月12日までの6日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、9月7日から、9月12日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

次回は、9月13日午前10時から会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会（午前11時37分）

開 会（午前10時00分）

開 会

議長（鍛冶谷眞一）

おはようございます。

一雨ごとに秋が深まると申しますが、世界農業遺産に指定されたこの地で、あちこちで稲刈りが行われ、週末には中学校の体育祭や、それから敬老会、文化祭等が行われて、いやが応にも地域のつながりとかきずなを感じる時期じゃないかなというふうに思っております。地域のきずな、そういうものを大事に

してふるさとを守るのも私たち議員の責務かなと思っております。

これより本日の会議を開きます。座って進行いたします。

ただいまの出席議員数は12人で、定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長（鍛冶谷眞一）

日程第1 一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきますが、一般質問の形式は一問一答方式とし、能登町議会申し合わせ事項により質問者の持ち時間は答弁の時間を含め40分以内となっております。また、質問の回数は質疑と同様に原則として1つの質問事項に対し3回までとなっておりますので、遵守されますようお願いいたします。なお、関連質問についても申し合わせ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

1番 田端雄市君。

1番（田端雄市）

1番、公明党の田端雄市でございます。

今回は、町民からの貴重なご意見をいただきましたので、そのご意見に基づいて3点について質問をさせていただきます。

まず1点目は、町内公衆トイレを観光客の最前線のおもてなし拠点との視点に立ち、町として一元化した取り組みをしていただきたいということであります。

町民の方から公衆トイレの汚れが目立つとの指摘を受け、8月の22、23日に私自身が十数カ所のトイレを回ってみました。指摘された方と私の回った時期が違うこともあって、本来の便器などの汚れまでは指摘ほどではないなのというのが私の感想でありました。ちょうど夏の観光シーズンでもあり、委託された清掃の方々がそれぞれいつも以上に気かけられたものと思います。さきに述べたとおり、能登町観光の最前線でおもてなしをされている方々という意味では、まことにありがたいことであり、改めて感謝申し上げるものであります。

ちょうど、私がトイレの見回りを終えた次の日、北國新聞に「女性視点でト

イレ見直し」との見出しで金沢市の取り組みが紹介されておりました。記事には、市が専門チームを発足させ、トイレ空間の現状や課題、改善策を整理、検討するとありました。金沢市として、新幹線効果の持続をまちのもてなし力を高めることが重要と考えているようであります。

我が町の公衆トイレについて、どのような管理がされているか聞きましたところ、それぞれ所管があるようで、ここは建設課、ここは農林課、あれは県所有のものとして管理されているようであります。しかしながら、観光客にとっては、所管がどこであろうと能登町内のトイレがおもてなしという視点では、管理されていると思えないと考えられたらそれで確実にマイナスになるわけがありますし、次のリピーターにもつながってまいりません。

今回、施設に併設されていないトイレを確認してみたわけですが、おもてなしという視点で改めて見直しますと、14カ所のうち一輪挿しで迎えてくれたトイレは1カ所、造花によるもの2カ所だけでありました。また、建物上部にはクモの巣があり、ツバメのふんが腰板に垂れているものもありました。また、きれいに使いましようとの呼びかけの紙も旧能都町のまま張ってあるところもある。

今指摘しましたことの対応は、清掃をお願いしている地域の方々には困難であり、町がおもてなしの視点で対応すべきものと考えます。金沢市のように専門チームでとまでは言いませんが、町として臨時に、また季節ごとでもよいが、一元化して管理、対応する部署を設けたらどうかと考えます。その際、町民によるモニターなどを活用し、季節季節の状況の報告を受けて、おもてなしの表現とその向上を図っていくことは、観光客のリポートにつながっていくものと考えます。

大変な予算がかかることでもなく、また、すぐに対応できることと思いますので、町長の具体的な答弁をお願いいたします。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、田端議員のご質問に答弁させていただきますが、公衆トイレについてであります。使用者を特定しないで広く一般に開放されている共用のトイレは、主に地方公共団体が公園や観光地、近年では道の駅やポケットパークなど不特定多数が利用する場所に設置して管理しております。

当町では、田端議員が言われるように、各所管課でその用途や場所によってそれぞれ管理しております。

車を利用される方には、道路沿線にある道の駅やポケットパークに設置しており、主に観光客や町外の方が多く使用されております。また、憩いの場として利用される地区の公園などには、主に町民が使用し、海水浴場のようにシーズン中のみ解放して、主に海水浴客が使用されるトイレなど、当町で管理して24時間利用できる公衆トイレというのは全部で26カ所になります。

管理につきましては、公共施設の指定管理者やシルバー人材センター、あるいは地元地区住民にトイレ清掃やトイレットペーパーの補充などを委託しております。また、トイレ周辺の除草や清掃もお願いしているところもあります。

なお、年間の委託料は約800万円となっております。

当町の公衆トイレは、以前に比べますと比較的きれいに管理されていると思っておりますが、公衆トイレの使用頻度によって、清掃等に立ち回る回数も違いますし、使用者のモラルの低下によって汚れたまま時間が経過している場合も見受けられます。

公衆トイレを観光客のおもてなし拠点との視点から申しますと、観光地あるいは観光地へ行く途中の公衆トイレは、まず何よりも清潔で衛生的で、そして安心感がなければならないですし、そのことが使用者に提供できるおもてなしと考えられますが、議員が言われるように、花を一輪飾るだけでも気遣い、心遣いだと思っております。

道の駅桜峠は、金沢方面からの能登町の玄関口となりますが、指定管理の女性スタッフが毎日のトイレ清掃とともに、その季節の草花や観葉植物などを飾っております。スタッフたちは、駐車されているバスの運転手に、どんなところでトイレ休憩をとるのか、たびたび聞き取りをしております。その多くの回答は、トイレの数は気にしていないが、清潔なトイレがあるところにとまるということで、スタッフがより一層そのことを気にかけて清潔にするように心がけております。

先ほど申しましたように、本町には26カ所の公衆トイレがありますが、今回のご質問を受けて、例えば一つの対策として、トイレ内に連絡先の掲示や町内の公衆トイレマップの作成など、今後は能登町としての統一したおもてなしトイレの要件というものも検討して、維持管理のほか、改修や整備も含めて進めていけたらと考えております。

また、地元の住民も利用されることから、町民が主体の美化活動を進めてもらう町民ボランティア、あるいはモニターの育成や活用も検討していかなければならないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（鍛冶谷眞一）

1 番 田端雄市君。

1 番（田端雄市）

さまざまなこれからの対応の方策を考えられたみたいですが、いろいろ清掃する方によつての捉え方というのがありますので、やはり先ほどお話ししたとおり町としての一元化した形で、こういう取り組みを今回この季節ならやっといこうというような担当部署を設けてされたらいいのではないかなというふうに思います。やはり任せていきますと、その人の考え方に基づいて終わっていきますので。ましてや先ほどお話ししましたとおり、高所のクモの巣とかそういったものを取り払うとなると、その地域の方にやってくれというのはかなり厳しい話だと思うんですね。高いところへ上がって、万が一けがした場合は大変ですし、そういう意味ではやはり町として季節ぐらいでいいのですのでしっかりそれを見ていただくような形で成果を上げていただきたい、こう思いますので、どうかまたさらに検討をお願いしていただきたいと思います。

さきにご紹介しました一輪挿しの花を添えてくださった方にお礼を申し上げたところ、一人でも使っていただいた人が気持ちよく使ってくださいと。また、快い思いが広がっていく。そんな思いをしながらさせていただいておりますという言葉いただきました。本当にまちづくりという意味では、こんな小さなことから始まっていくんだと、このように改めて思ったものでございます。

どうか重ねて、しっかり成果の出る清掃の形にしていきたい、このように思います。

それでは2点目に移ります。

台風10号の被害が日がたつにつれ詳細に報道され、被害の大きさに改めて驚いているところであります。北海道、岩手の被災地、被災者の皆様には心からお見舞いを申し上げます。

地震、津波、ゲリラ豪雨など、近年の災害には想定外との指摘が常に形容されるようになっていて、さながら災害列島のようにあります。しかしながら、想定外もこれだけ続き、経験則を重ねてくると、今後予想される災害については、ほとんどを想定内として捉え、準備を進めていかななくてはなりません。

もちろん自然災害ですので想定外も当然あるわけですが、9月25日に実施される町の防災訓練も、回を重ねるたびに、より高度に、よりきめ細かい対応による避難と救助の技術を追求していくことが求められるものと考えます。

そこで、町の防災体制として、よりすき間のない整備をしていくため、今回、災害時の通信連絡手段の部分について、どのような状況であるか、確認とその対応を考えてみたいと思います。

漠然と知っていたことは、持っている携帯電話は、災害のときにはほとんど

通じないとのことであったなど、こういうことです。調べてみますと、災害時において家庭用固定電話は90%、携帯電話に至っては95%、通信規制が実施され、つながりにくいとのことであります。その結果、被災地においては公衆電話の機能が改めて見直され、行列ができているとの報道となっているようであります。

近年、公衆電話は、携帯電話が多く普及したことにより、恐らく使用回数の少ないところから順次撤去されてきたものと思われまます。以前にあそこにあつたんだが今はないという状況になっております。

確かに平時の通信手段としての用途は、児童や高齢者を除くと、今述べたとおりほとんど用をなさなくなっていると考えますが、今回、緊急時、災害時の通信連絡手段として見直す必要があると考えるものであります。

若い人は、公衆電話の使い方を知らないのではないかという報道がことしの誘拐事件の際にありました。確かにそういう世代になっているかもしれません。だからこそ、改めて公衆電話の利点を確認してみたいと思います。

まず、警察への110番、消防、救急車への119番、そして海上保安署への118番への緊急通報は無料でかけることができます。これは公衆電話に明記してあります。また、災害時には、先ほど述べた通信規制を受けず、つながりやすくなっている。停電時においても、公衆電話は電話局の管理のもと、直接電気が供給されていることから、電話局のビル自体が倒壊するなどよほどのことがない限り電話をつなぐことができるようになっております。

そこで、本町としては、災害時において町内51カ所の避難所を指定し、その対応を準備されているところでありますが、避難者が真っ先に近親者に連絡を求めるであろう通信連絡の対応として、指定した避難所に公衆電話の設置はどれだけありますでしょうか。これがまず質問の1点目であります。

指定避難所における平時の利用状況により、公衆電話の設置、不設置が決まることもあるのですが、行政の立場からの災害時の対応として考えますと、51カ所、全箇所を設置するべきと考えます。

また、特設の公衆電話との認識も全国に普及し始めています。この特設の公衆電話は、事前設置であります。自治体の要請に基づき避難所等に回線を構築しておき、災害時の避難所開設のときに電話機の端末を接続し、使用するものであります。もちろん通常時は使用できません。

特設の公衆電話は、27年度末時点で、全国56%、478の自治体に3万1,367台が設置され、設置の意向がある自治体を合わせますと89%にも上るとのことです。当町では、その設置計画はありますか。これが質問の2つ目です。

指定避難所が通常閉鎖もしくは使われていない施設においては、この特設の

公衆電話によることで対応が可能になると考えます。

あわせて、最近注目されているのが災害用伝言ダイヤル171のサービスであり、熊本地震の際の利用状況は、災害用伝言ダイヤル171とweb171と合わせ約23万件とのことであり、公衆電話と災害用伝言ダイヤル171の活用で大きな安心感を与えるものとなるであろうと確信をいたします。

本町が災害対策用として公衆電話を見直すということであれば、次回、災害マップを作成するときには、公衆電話の設置場所も明記されたものを作成していただきたい。あわせて、災害用伝言ダイヤルの周知も徹底していただきたいことをお願いしておきます。これが質問の3つです。

ともかく、現在町内にある三十数カ所の公衆電話も時間の経過とともに設置場所を見直したほうがよいものもあると考えますし、NTTとの協議の上、検討され、町民の安心感をしっかり確保していただきたいと思います。

質問1、2、3を含めて、総括的に答弁をいただきたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは田端議員の質問に答弁させていただきますが、まず災害時の通信手段としての公衆電話の見直しと今後の対応ということですが、まず先般の台風10号の被害について、報道にもありますように北海道や岩手県を中心に甚大なる被害をもたらしました。心からお悔やみとお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、町内51カ所の避難所に公衆電話の設置はどれだけあるのかについてですが、田端議員のおっしゃるとおり、災害時における公衆電話の役割というのは大変重要なものとなってきております。NTTによりますと、現在当町における公衆電話の設置数は屋内、屋外を合わせまして45台あります。

そうした中、屋内の公衆電話がある指定避難所については5カ所あります。具体的に申し上げますと、松波小中学校、小木中学校、能都中学校、柳田中学校となっております。また、避難所から100メートル以内に屋外の公衆電話がある避難所については20カ所となっております。

また続きまして、特設の公衆電話の設置計画はあるのかということですが、この特設の公衆電話につきましては、議員がおっしゃるとおり、NTTが大規模災害時等の発生時における迅速かつ確実な通信手段の確保を目的として、避難所への特設公衆電話の事前設置を行っております。避難所等が開設さ

れた折には、避難所の施設管理者により電話機が設置され、無料で利用可能となるものであります。

当町におきましては、まさに現在、公衆電話未設置の避難所に特設の公衆電話を設置するようNTTと調整中でありまして、計画的にできるだけ多くの避難所に設置していきたいと思っております。

また、次回の防災マップの作成時においては、公衆電話の設置箇所や災害伝言ダイヤル等を含めまして、便利で、よりわかりやすい内容にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

1 番 田端雄市君。

1 番（田端雄市）

準備がなされているようで、ありがとうございます。その形で、安心を与えられるような、そういう形で事前準備を重ねていただきたいと、このように思います。

今回の3点目の質問をいたします。

能登高校の学科課程について、ご存知のとおり普通科と地域創造学科の2学科があり、うち地域創造学科に農業、水産、福祉、商業のコースがあります。それぞれ時の経過とともに縮小、配置され、今日に及んでいるものと思います。

今回取り上げたいのは、水産についてであります。

水産高校の歴史は古く、もともと水産高校の普通科、海洋科などとして発足、時を経て普通科高校と水産科高校との歴史をつくってきました。このうち水産科については、一時、小木分校無線科として、就職先も公務員など全国的で大きいに嘱望されたときもありました。近年は、3Kの働き方は敬遠され、漁業離れと大学進学の流れで水産科志望の生徒が減少。そのまま能登高校の水産科も地域創造学科のコースとして名を残している状況であります。

石川県は、県土を海に囲まれた環境から、古くから水産県として名を全国にとどろかせており、県も水産課のトップには国の水産庁から迎えるなど、その対応も際立つものがあつたと考えておりました。近年は、漁業構造の変化により県外、遠洋への漁船漁業が減少、とる漁業から育てる漁業との言葉どおり、地域沿岸漁業に主力が移ってきたようであります。特に我が町においては、大型イカ釣り船も減少の一途にあり、沿岸小型漁船においても後継者不足などから随分船数が少なくなりました。

こうした状況の中で、近年、その水揚げ量、漁獲高において安定した操業で運営されているのが当町に5カ統ある定置網漁業であります。ここ数年、能登

高校からこの定置漁業にインターンシップとして毎年数人、ことしに至っては9人参加したと聞いております。また、それに比例し、当町から珠洲にかけての定置網漁業に就職している生徒も毎年のようにいるようであります。こうしたことは、町長もよくご存じであろうと思います。

漁業につきたい生徒がいる。この状況に今の能登高校の学科課程は十分に應えるものとなっているのか。政治は、民衆が求めるものに應える責務があると考えます。

町長は、今述べてきたことに対し、まずどのように考えているのか。また、今までこの件に対し何らかの行動をしてきたならば、ご説明をお願いしたいと思います。質問の1つです。後でまとめてお願いします。

現在の能登高校、水産コースの学科の対応は、教員が再任用の先生であり、近年、県は教員の新採用として水産の専門の先生をとっていないと聞いております。この状況は、現在の先生、再任用ですからいつ退職するかわからない。この先生が退職されたら、このコースでは小型船舶の免許ももらえないということになります。

全国有数の水産県と言われたこの石川県から水産の名をなくし、後継者としての人育てを今しなかったら、能登の里山里海の海の部分が欠落してしまうのではないかと。これは一高校の存続の問題ではない。将来の能登の地域を切り捨てるのか浮上させるのかという問題になると思います。

特に教員の水産専門の新採用は喫緊の課題であります。早急に対応をしていただきたいと考えますが、どのような対応を考えられているのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、田端議員のおっしゃるとおり、当町は世界農業遺産「能登の里山里海」に認定された地域であり、農業、漁業、林業を柱とした第1次産業の町であります。

この能登町において、水産教育のスタートというのは100年以上前の石川県水産講習所であります。この流れをくむ能登高校は、地域にとっても町にとっても大切な高校であり、何としても存続してもらおうと考えております。

その中で、水産科を希望する生徒数の減少が続き、ことしの1年生の年度から地域創造科の中の地域資源コースとなりました。伝統ある水産科が縮小していくのを目の当たりにしており、残念でならないと思っております。これまで

学校側とも相談しまして、水産担当の教員の採用を県教委のほうにもお願いするよう意見の一致も見ました。能登高校としても県教委に何度もお願いしたようですし、私のほうでも県の教育委員会の方とお会いした際には、水産コースをなくさないようお願いしておりました。

しかしながら、生徒の就職における選択肢としては、食品加工や商品開発関連会社などへの就職が主で、第1次産業への就職というものは少ないのが現状であり、県教委としても、この実情を踏まえ、生徒の将来生活設計を考えた上での判断ということでありました。

県教委では、この数年間、水産担当の教員を採用しておらず、再任用の方に頼っているのが現状であります。この原因としましては、先ほども言いましたが、やはり水産コースを希望する生徒の減少が挙げられます。県教委は生徒の進路先の実績をもって水産コースの要不要を判断するということではありますが、私は生徒の可能性の幅を広げるのも教育であると考えております。生徒の選択肢が消えていくことは、とても残念だと思っております。

これからも、これまで同様に高校や県教委には水産の重要性を伝えてまいりたいと思っておりますが、県立高校の教員の採用については県教委の管轄でありますので、町としましてはこれからも根気よくお願いしていくしかないと考えておりますので、そういった行動をとってまいりたいというふうに思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

1 番 田端雄市君。

1 番（田端雄市）

今までも努力をしてきたということでもありますけれども、かなり厳しい話なんだろうと思います。私もこの件につきまして相談しましたところ、非常に至難のわざだなというようなことも言われました。

しかしながら、先ほど町長が答弁されたとおり、第1次産業の町として大事な水産の町やということであるならば、この意見をしっかり集約し、しっかり県のほうに届けていく。その繰り返しの作業がこれからますます必要でないかなと、このように思います。

また、常に町長は、まちづくりにつきましては協働のまちづくりと、このようにして言われておるわけなので、その意味ではもっと多くのこの問題についての共有者を町長みずからがつくって、そして県、また関係方面に訴えていく、こういう努力も必要でないかな、このように思います。

確かに就職先の部分では、今の地域創造科の入学する定員も少ないわけです

けれども、しっかりこの件につきましてはいろんな確度から考えていく必要があるんでないかなと、このように思います。定置網漁業につきましては、能登半島におきましては七尾からずっと能登町、そして輪島、志賀町のほうまで定置網漁業はあるわけでございますし、また、そういう意味では漁業についていくという潜在的な可能性はまだまだあるのではないかなと、このように思いますし、また今回、水産物の鮮度保持施設を建設するに当たって、県漁協とのつながりもまた一方出てきたわけでございますので、そういう意味では県漁協ともまた連携をとりながら、そういう漁業を志向する高校生を募集していくということもいろんな形でできるのではないかな、こんなことも思います。

またさらにもう少し大きく考えますと、富山、新潟は海洋科とか、それから海洋高校はあるんですけれども、福井にはないんですよね、水産科が。ですから福井と連携してそれをリードしていくということも考え方としてはあるのではないかなと、このように思います。

そういったことを考えまして、今回の今後の道筋について提案を一つしておきたいと、このように考えます。

私、今回の質問につきましては、まち・ひと・しごと創生特別委員会の中で議論を取りまとめて、そして改めて政策として町執行部に提言したいと、このように考えております。その際には、地方自治の二元代表制の基本にのっとりまして、一致して県関係部署と各方面への働きかけを行っていききたい、このように思いますけれども、町長のお考えをご答弁ください。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

田端議員がおっしゃったように、これまでの我々の取り組みとしては、やはり行政と行政だけの取り組みということで、そういっただけで話では実際に現場で漁業に携わっている方々の声が届きにくいという面もあるかと思います。町内で実際に水産業に携わっている皆様が後継者問題等を考え、取り組んでいくことも大変重要なことであると思いますので、町としてもできる限りのことはやりますので、そういった関係者の皆様からもさまざまなご意見、ご要望をお聞きしながら今後もししっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（鍛冶谷眞一）

1 番 田端雄市君。

1 番（田端雄市）

ありがとうございます。しっかりいろんな方面に要望を続けていきながら、新たなまた希望を持てるような、そういう形のものにしていきたい、このように思いますので、よろしくお願いいたします。

質問を終わります。

議長（鍛冶谷眞一）

それでは次に、6 番 酒元法子君。

6 番（酒元法子）

改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、通告いたしております質問に入らせていただきます。

初めに、介護人材確保の問題でございます。

安倍総理は、さきの衆議院本会議における施政方針演説で、介護離職者ゼロの実現をあらゆる施策を総動員して、新たに25万人の介護職員の確保に取り組む意向を表明しております。具体的な手段として、介護福祉を目指す学生への修学資金貸付制度の拡充と離職者復帰を経済的に後押しすることを紹介しています。また、一億総活躍国民会議が昨年まとめた緊急対策でも、それまで38万人分としていた介護サービス整備計画で2020年にかけて50万人分以上に上乗せする方針を示し、厚労省も不足する介護職員の推計を約20万人から25万人と修正しております。

介護職員の就業形態は、大きく非正規職員に依存しております。施設職員では30代、40代が主流となっておりますが、訪問系サービスでは60歳以上が約3割を占めています。施設、訪問系いずれも女性の比率が高く、女性については40歳以上の割合がいずれの職種も過半数を占めています。また、インドネシアやフィリピン、ベトナムから経済連携協定（EPA）に基づき、約2,000名の介護福祉候補者を受け入れているのが現状です。

このような中で、本年6月に開催された社会保障審議会の介護保険部会でも、介護人材の確保の観点から生産性の向上や業務の効率化について議論されています。具体的には、限りある人材の有効活用に取り組む中で、いかに介護の質を低下させずに現場の業務負担軽減を図る観点から、介護記録等の作成、保管のIT化や介護ロボットの導入促進、開発支援等であります。

このように、国はあらゆる施策を総動員して介護人材確保の施策を打ち出しております。全国的に2020年までに約25万人の介護人材が確保される中で、当町に目を移しますと、過疎化に少子化、高齢化で人口の減少が進んでい

ます。また、当町の介護サービスを支える人材は、全国平均より高齢化が進み、高齢者が高齢者を介護する高齢介護が進んでいるのが現状だと思います。また今後、団塊ジュニア世代と呼ばれる人たちが大量離職されると予想されます。

介護職員等の人材確保は各サービス提供事業者の責務であることは十分理解しておりますが、町は介護保険の保険者という立場であり、被保険者である町民に安心・安全なサービス提供体制を確保する責務があると思いますので、お聞きいたします。

まず、今後5年後、10年後で最低でも現状の介護サービスを提供する上で必要とされる人材数をどのように予想されているかをお聞きいたしたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

必要な人材数ということではありますが、今現在、能登町の12カ所の介護保険制度の入所及び入居施設があります。その施設には今現在293名の方が働いていらっしゃいます。どの施設にも介護保険法における人事基準を満たしているというわけではありますが、この従事者の平均年齢が高く、50代以上の職員が多いということで、将来的には介護従事者の大量退職が予想されておりますので、介護従事者の不足というのが懸念されております。

しかしながら、今後は介護を受ける方自体も、人口も減ってくるのかなということがありますので、なかなか推計するのは難しいですが、現状をしっかりと保って、介護従事者の不足を招かないような取り組みをしていかなければならないなというふうに思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

6番 酒元法子君。

6番（酒元法子）

大変難しいことはわかるんですが、だからこそお聞きいたしているわけがあります。5年後、10年後という計画はどういうことになっているのかということをお伺いしたはずでございますが、次にお伺いいたします。

国があらゆる施策を講じられ、全国的に介護人材が大きく増加しても、都市部より人材確保の面では非常に弱いのではないかとやはり思いますが、これだけ多くの人材を常に確保していくには、当町の就業人口からでは無理がありま

す。町として介護人材の確保について、施策の対応策についてどのように考えているか、ダブるかもわかりませんがお願いいたしたいと思います。

そしてまた、人材確保のために人材育成ということで研修生を受けるという話も聞いたことがあるんですけども、それらも含めてお答えいただきたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、議員がおっしゃるように、少子・高齢化の問題とあわせまして、例えば地元の能登高校卒業生の積極的な雇用、特に若い介護従事者が離職することなく働き続けるような支援を行っていかねばならないのかなというふうにも思っております。

例えば、能登高校の福祉コースへの支援、そして新規卒者の介護職への就職・就業支援、また永年勤続の介護職員への報奨制度などにつきまして、担当部局あるいは職業安定所等と協議しながら進めていきたいと思っております。

これからも介護従事者の確保に関しましては、大きな問題ですので、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（鍛冶谷眞一）

6 番 酒元法子君。

6 番（酒元法子）

先ほども言いましたが、介護職員の人材確保、育成は各サービス提供事業者の責務であり、おのおの方法で取り組まれている状況であると理解しております。しかし、介護サービスを提供するもとは人材でありますので、地域における各提供事業者や介護職員に対して助言を行い、被保険者である町民が安心して介護サービスを受けられるサービス提供体制を確保していただきたいと思います。

また、29年の4月より介護制度の保険が変わると聞いておりますが、要介護、要支援の方々が施設に入所する場合もどのように変わっていくのか、この場をかりてご説明いただきたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

健康福祉課長 朝川由美子君。

健康福祉課長（朝川由美子）

それでは、酒元議員のご質問にお答えします。

来年度、平成29年4月からは、新しい総合事業が始まります。質問にありましたように、要支援の方が施設に入れなくなるということは、今現在でも特養施設におきましては要介護3以上の方、グループホーム等につきましては要支援2以上の方で認知症などがある方が対象となっております。

そういったことにつきましては変わらないんですけれども、また要介護1の人が決して特養に入れないかということにつきましては、いろんな状況を勘案して、町に協議された上で、施設と町と納得されるような要件があれば施設入所は可能となっております。

プラスしまして、町で進めております来年4月からの総合事業につきましては、要支援の方のサービスを受けられる財源というか、国のシステム自体が介護給付から総合事業のほうに財源が変わりますので、サービスとしては決して低下するものではなく、町としてはそういった方も漏れなくサービスが受けられるような体制整備を今とっておるところでございますので、サービス低下という点ではないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（鍛冶谷眞一）

6番 酒元法子君。

6番（酒元法子）

要介護、要支援、こうした方々が安心して入られますように、時代が幾ら変わっても能登町のあり方は愛を持って進めてもらいたいと思います。

それでは次の質問に入らせていただきます。

2点目の質問は、道路や河川の維持管理についてでございます。

最近の天候は、先ほどもお話がありましたが、急に局地的に雷雨が発生するなどゲリラ雷雨等と呼ばれ、土砂災害や河川災害に直結している面があります。土砂災害等が発生しやすい梅雨等の時期は、道路路肩や河川の堤防、のり面、砂だまりに草木が青々と茂っている時期と重なっていると思います。道路の草刈りにつきましては、各町内、区会などにご協力をいただき、民家が面している等の生活道路についての草刈りはよくされていると思いますが、町が管理している道路の延長を考えると、民家が少なく生活道路ではない道路等はなかなか草刈りが追いついていかない状況かと思います。

日々の生活や災害時における避難等、道路は私たちの生活には必要不可欠であります、その道路機能の維持管理、特に路肩等の草刈りについては、どの

ような体制で行っているのか、お聞きしたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは酒元議員のご質問に答弁させていただきますが、能登町が管理する町道というのは976路線、延長にしますと568キロメートルとなっております。そして、農道に関しましては総延長が445キロメートル、また林道に関しましては148キロメートルあるということでもあります。

町道に関しましては、春先に建設業界の協力を得ましてパトロールを行っておりますし、また職員による適時なパトロールや草刈りも行っております。そして、6月から10月までの出水期前に、道路河川愛護ということで、町民の皆様の協力を得て、国道、県道はもとより町内の道路と河川の草刈りやごみ清掃活動を実施し、安全と美化活動に努めているということでもあります。改めて地域の皆様に対しましては、ご協力に感謝申し上げたいというふうに思っております。こういうぐあいに取り組みをさせていただいております。

議長（鍛冶谷眞一）

6番 酒元法子君。

6番（酒元法子）

大変きれいになっているところと、そうでないところと、たくさんの路線がある中では大変だとは思いますが、毎回毎回、私、同じことを質問しているようなことになっておりますが、見るに見かねて、自然災害が発生する前に川の流れをよくしなければいけないという観点から再度お願いしているわけですが、今度、河川管理についてでございます。

梅雨等の時期は、堤防のり面や砂だまりに草木が本当に青々と茂っていて、私の車で走っていると時期的に幅いっぱい草木が生い茂っている河川を見ることがあります。今、雷雨で急に水位が増加したりしたら危険じゃないかという点がたくさんございます。河川の機能の維持管理、特に草刈りについてはどのようなになっているのか。県のほうへも働きをされているとは思いますが、その思いを聞かせていただきたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、まず河川の氾濫が予想される箇所に関しましては、堆積した土砂のしゅんせつ、あるいは除去を行っております。

また、どうしても広範囲に及びますので対応不足の箇所もあるかと思いますが、河川敷の除草、あるいは道路に覆いかぶさったような支障木の伐採に関しましては、町内会、また所有者の協力を得て、特に危険と判断する箇所を優先して対応したいというふうにも考えております。

また、県が管理しております二級河川等においても、県当局と連携を図りながら安全・安心なまちづくり、そして交通確保と災害対応に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

6 番 酒元法子君。

6 番（酒元法子）

毎年毎年、先ほど町長おっしゃられた砂、泥を取り、草を取り、枝を取りとお話ししておられますし、そのとおりにやっておられるところもお見受けいたしておりますが、毎年またそれがもとのもくあみになってしまうことから、何回もこうしてお願いするわけであります。

この季節になると出てくる問題は決まっておりますので、一回一回申し上げなくてもきれいに除去できるように取り計らっていただきたいと思っております。

場合によっては川の木を切らないでほしいという方もいるそうでございますので、そういうことのないように、どうか説明、行政指導をしていただいて、川の流れをよくしていただいて安心を保っていただきたいと思っております。

河川敷のよく散歩をしたりジョギングをしたりするところもありますが、やはり草が伸びていて、町は手が届かないということで住民の皆様がきれいにしようというボランティア精神でやっているんですが、またそこにもいろんな障害が出てきまして、大変難しい面があるそうでありますので、そういう箇所はどこもかもジョギングして歩くわけではありませんで、できる箇所はわかっていると、はかっていただいて、きれいにしていただきたいと思っております。

さまざまな自治体から、草刈りの作業を行うごとに報償金をその団体に交付する等して住民と一緒に管理している事例もありますので、当町でも一考の余地があると思いますが、それについてもまたお願いしたいと思っております。

道路は日常生活を営む上で大変不可欠であります。道路に関してですが、この前、側溝に丸い土管ですか。その土管が長くて、手が届かなくて、そこが詰

まってしまうと流れる水が全部道路に出てしまう。そういうところもあるそうでございますので、やはり作業に当たる人には細心の気配り、目配りをさせていただきたいと思うわけでございます。

田の浦からの道路改良、あの道路も広くしていただくと、これは関係ないとおっしゃるかも知れませんが、あの道路をこの前、市議員が質問しておりましたが、その後の経過は、町長どんなふうに進んでいるのか、道路に関して、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず道路愛護デーがありますけれども、その間にやっていただいた町民の方には各町内ごとに補助金といいますか、ありがとうございますという意味で、ジュース代ぐらいにしかならないかもしれませんが、そういうことも昨年度からさせていただいております。

また、田の浦の道路に関しましては、主要地方道ということで県の管轄であります。毎年、能登町の要望に載せて県のほうにはお願いしているところですが、なかなか進展しないのが現状かと思っておりますので、今後も粘り強く要望してまいりたいというふうに考えております。

議長（鍛冶谷眞一）

6 番 酒元法子君。

6 番（酒元法子）

この道路がきれいになりますと大変いい結果が出るかなと思いますので、隣市の見附島よりずっと五色ヶ浜、九十九湾、いろいろきれいな箇所が能登町の観光としていけるのではないかという思いから、そして遊覧船を宇出津の遠島山公園まで延ばしてみる計画も出てくるんじゃないかと思いますので、何にしても河川、道路が一番出てくるんじゃないか、大事なことはないかと思いますので、どうかその点も含め、あわせて小さな喜びが大きな輪となって能登町の発展につながると思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げまして、今回の質問を終わらせていただきます。

議長（鍛冶谷眞一）

以上で、6 番 酒元法子君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（鍛冶谷眞一）

ここでしばらく休憩いたします。壁の時計で１１時１５分に再開いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。（午前１１時００分）

再 開

議長（鍛冶谷眞一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。（午前１１時１５分再開）

それでは次に、５番 小路政敏君。

５番（小路政敏）

皆さん、改めて、おはようございます。

ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

ことしの日本列島は、先ほども皆さんが触れられました気象上の統計上も例のない台風が８月中旬から次々と前例のない北の大地、東北、見舞われ、きょうもテレビ報道がありましたけれども、深刻な打撃を北の大地は受けています。特に、秋の収穫期を控えた日本有数の農業地帯である北海道の農業関係者の大地をえぐられた爪跡を前に頭を抱える姿が日々報道され、被災者の皆さんに対して心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を願うものであります。

身近なところでは、うちらが春先植える種のジャガイモの辺で、かなりこれから私たちの影響が出てくるんじゃないかなと思っております。

それでは、通告してあります空き家対策について町長の考えを尋ねたいと思います。

当町では、平成２５年１２月から能登町空き家等の適正管理に関する条例を施行しています。これは、国が昨年５月に実施した空き家対策特別措置法に先駆けたものであり、全国の自治体の中でもいち早く取り組んでいると思います。

しかしながら、せっかく条例が施行されているにもかかわらず、当町の対応が果たして町民に対して親切なのでしょうか。空き家に対する問い合わせや相談はどこへ行けばいいのか。また、どの課が担当しているのかわからないのが実情ではないのでしょうか。

現在まだ住めそうな住宅は能登町定住促進協議会、住めそうでない危険な空

き家は総務課が担当しているところが現状ではないでしょうか。その判断基準は各自で異なっているのではないのでしょうか。

そのため、行政は町民に対し、窓口の一本化と基準の明快な判断が示されるべきではないのでしょうか。

この辺をひとつお聞きます。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは小路議員のご質問に答弁させていただきますが、まず空き家対策で、そういった担当窓口が一本化できないか、つまりワンストップ化ということだというふうに思っております。

一般的にワンストップサービスというのは、1カ所でさまざまなサービスが受けられる環境のこととされております。自治体におきましては、役所内の窓口を一本化する総合窓口をワンストップサービスと称していることが多く、本町におきましても可能な限り1カ所の窓口で手続きを行うことができる体制をつくりまして、町民の皆様の負担を軽減し、そして利便性の向上を目指しているところでもあります。

そこで、当町におけます空き家対策に関する窓口の現状についてご説明させていただきます。

まず住むことが可能な、いわゆる定住家屋につきましては、ふるさと振興課が所管しております能登町定住促進協議会が担当しております。平成21年度から定住に関する情報を集約いたしまして、空き家バンクで住まいや仕事、それから支援制度等総合的な情報提供を行い、定住促進を図っているところであります。

加えて、当町から委託を受けたのと宅地建物取引業組合が住宅情報等をホームページで提供するとともに、窓口となって賃貸、売買等をサポートしております。

また、いわゆる倒壊等の危険家屋につきましては総務課が担当しております。平成26年度より能登町空き家等の適正管理に関する条例に基づきまして、空き家が適切な管理が行われず、倒壊のおそれや景観を損なうなどの問題のある空き家、いわゆる特定空き家等による諸問題の対策に取り組んでいるところでもあります。

窓口を一本化したワンストップ窓口の実施ができないかではありますが、確かにワンストップ窓口については、行政サービス上、大変重要というふうに思っ

ております。したがって、相談に来られた方にはできるだけご迷惑がかからないような対応を心がけてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

5 番 小路政敏君。

5 番（小路政敏）

今の町長さんの答弁にあるように、町民に迷惑がかかかなければ、そういうふうな流れの中で親切に対応していただければいいのかなと思います。

次に、能登町内で空き家の件数、その中でも危険な状態にある空き家の件数、ある程度把握されていると思います。

先ほど申し上げました空き家対策特別措置法第14条の中には、空き家の所有者等が命令を受けてもなお自主的に改善しない場合に、行政がかわって特定空き家等の危険を除去するための措置があります。当町の条例の中には、代執行の規定がありません。

当町においても、通学路や観光施設、特に住宅の密集地などに危険な空き家があると聞いています。所有者または管理者が周辺の環境に悪影響を及ぼさないように適正な管理が行われているとは思いません。

この点について、行政は地域の関係者と協議を重ねながら必要な対策を講じていないように感じます。この点について、ひとつ答弁のほうをお願いします。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、特定空き家等に対する行政代執行というお話でありましたが、老朽化した危険な空き家等に関する相談が急増する中で、当町におきましては、先ほどご説明いたしました能登町空き家等の適正管理に関する条例を施行し、これまで空き家等の相談の受け付けや改善指導を行ってまいりました。

当町のように、全国の自治体においても独自に空き家の適正管理に関する条例を制定、施行する動きが顕著となったことから、平成27年5月26日に国が空き家等対策の推進に関する特別措置法を施行いたしました。これに伴いまして、この特別措置法と条例との関係では特別措置法が優位するため、特別措置法で定められている行政代執行を行うことは、現在の条例で規定されていなく

でも実施できることになります。

ただし、それには手順がありまして、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空き家への立入調査、指導、勧告、命令を行い、それでも空き家の所有者が従わない場合に行政代執行の措置をとることができることと定められております。

当町におきましては、9月13日現在、命令を行っている特定空き家等はありません。今後、能登町空き家等対策検討委員会にて命令を行い、それでも従わない場合は行政代執行に踏み切ることになりますので、議員の皆様にもご理解、ご協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

議長（鍛冶谷眞一）

5番 小路政敏君。

5番（小路政敏）

答弁の中で、今聞いた危険家屋は当町での数はどれぐらいあるんですか。

議長（鍛冶谷眞一）

総務課長 赤阪浩幸君。

総務課長兼秘書室長（赤阪浩幸）

それでは、小路議員の能登町で危険な空き家がどのくらいあるのかというご質問ですが、まず平成26年度から施行されております能登町空き家等の適正管理に関する条例。この目的は、「空き家等が放置され、管理不全な状態となり、第三者に被害を及ぼすおそれのある状態を解消し、町民の安全安心な生活環境の保全及び防犯のまちづくりの推進に寄与することを目的とする」ということを目的としておりまして、その中で危険な空き家の把握、それから調査等につきましてはの規定を盛り込んでおります。

基本的に、危険な空き家につきましては、区長さん、町内会長さん、あるいは地域の住民の方々からの報告をもちまして、職員が実際に現場で調査して、それで把握しております。現在のところ約60軒の家屋を調査しまして、毎年改善がされたかどうか実態も調査を行っているという状況でありますので、ご理解をお願いします。

議長（鍛冶谷眞一）

5番 小路政敏君。

5 番（小路政敏）

今言われるように、当町では60軒、危険家屋という中で調査、それで改善の命令というか、そういう部分から。

それで、もう少し総務課長にお聞きします。具体的にさっき言われるような中で、所有者がはっきりと明快な所有者と、それからあとは、なかなかその辺が連絡がとりづらいという仕分けというか、その部分は何軒ですか。

議長（鍛冶谷眞一）

総務課長 赤阪浩幸君。

総務課長兼秘書室長（赤阪浩幸）

小路議員のご質問は、所有者が特定できるものと特定できないものの仕分けということでございますけれども、まず区長さん、あるいは町内会長さん、住民の皆様から報告のあった危険空き家につきましては、まずは所有者の特定につきましては登記簿並びに課税状況を見まして把握をしております。実際に所有者の方が県外へ出られまして、相続等の関係で不明な方も中にはいらっしゃいますけれども、基本的にはその親戚の方なり、あるいは実際に建物を管理されている方もいらっしゃいますので、ほぼ所有者なり管理者は把握しております。

議長（鍛冶谷眞一）

5 番 小路政敏君。

5 番（小路政敏）

一問一答形式とか言われますけれども、この問題でもう少し聞いてもいいでしょうか。

その中で、いわゆる所有者が負担という形で、取り壊しの負担がかかるもので、その辺のネックとか、それからもう一つは、制度的な課税とか、それから今言う行政の命令、勧告、そういう部分の制度の説明を少しお願いします。

議長（鍛冶谷眞一）

総務課長 赤阪浩幸君。

総務課長兼秘書室長（赤阪浩幸）

それでは、小路議員のご質問の危険空き家の手続ですね。私のほうからその手続についてご説明したいと思います。

先ほどから申し上げておりますように、平成26年度から施行されました能登町空き家等の適正管理に関する条例でございますけれども、この条例の中では、危険空き家を常時無人の空き家等が放置されて管理不全な状態となり、第三者に被害を及ぼす可能性がある建物その他の工作物と規定しております。

その対策の事務手続でありますけれども、先ほども申し上げておりますとおり、まず区長さん、町内会長さん、地区住民の方々から情報提供をいただきまして、職員がまず実態調査を行います。所有者、土地地番、それから登記簿等の調査を行います。次に、現地へ職員が行きまして現地での立入調査を行います。内容としましては、建物の老朽度、それから近隣の例えば道路ですとか近隣の敷地への危険度の影響調査を行います。そして、改善指導箇所の確認を行うということになります。その調査結果に基づきまして、町では第三者機関として能登町空き家等対策検討委員会というものを設置しております。その調査結果に基づきまして、助言、指導、勧告、命令、あるいは公表等のその内容をどうするか、必要があるかということについて検討しまして、町長に報告するという流れになります。そして町長は、危険空き家等の所有者もしくは管理者に対して必要な改善指導を行います。

また、危険空き家につきましては、速やかに解体撤去が必要な倒壊のおそれのある建物があります。この解体撤去が必要な倒壊のおそれのある危険な建物につきましては、空き家等解体事業補助金の付与ができます。その内容につきましても、先ほど申し上げました第三者機関である能登町空き家等対策検討委員会で決定することになります。そして、速やかに解体撤去をするよう指導、勧告を行っております。

それで、空き家等解体事業補助金についてもご説明いたしますと、これは能登町空き家等解体事業補助金交付要綱というもので規定しております。これにつきましても第三者機関である能登町空き家等対策検討委員会において解体及び撤去に補助金の付与が適当かどうか、老朽危険建築物かどうかを判断しております。

この補助金の補助率ですけれども、対象経費の3分の1で、補助限度額を50万円としております。例えば、解体撤去費が150万円以上かかるとすれば限度額の50万円が補助されるということになります。

具体的な補助対象でございますけれども、先ほどご説明しました職員の立入調査において、老朽化等の調査における客観的な点数を算定しまして、基準点を超えており、なおかつ近隣の道路とか近所の敷地、そういうところに悪影響を及ぼしているかどうか。そういったものを判断しまして、補助金の付与が公益上必要かどうかを判断しているということでございます。

補助金の申請につきましては、老朽危険空き家等の解体及び撤去に補助金の

付与が適当かどうか、それを検討委員会で判断した場合には、町から改善指導とあわせまして所有者、管理者に補助金の手続をご案内しております。

平成26年度に能登町空き家等の適正管理に関する条例が制定され、町では危険空き家の解消に取り組んでおるわけですが、あくまでも建物は個人の所有物でありますので、所有者の責任で適正に管理することが原則であります。

また、管理不全な建物がふえないよう皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

議長（鍛冶谷眞一）

5番 小路政敏君。

5番（小路政敏）

それでは、もうちょっぴり、この件でいいですか。

今度は町長さんにお伺いします。

今言われるような倒壊のおそれのある空き家、そこで所有者、それから管理者がどうしてもお金がかかる問題なので、その辺でなかなか処理されておらんのかなというところで、何か町としてもそういう中の基金とか、更地にした後の有効利用などなどのそういう予算、何かそういう取り組みができないのかな。一歩前へ進んだ形の取り組みができんのかなということで、お伺いします。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

先ほど総務課長もお話したように、土地、建物に関しましては、あくまでも個人の財産である所有物ということであります。そういった危険家屋に関しましては、先ほど説明ありましたように補助金がありますので、ぜひそれをご利用いただいて危険な倒壊のおそれのある建物を解体していただければなというふうに思います。

その後の利用につきましては、町が必要と認めた土地に関しましては協議もさせていただきますけれども、まずは個人の所有ということで、ご理解いただければなというふうに思います。

議長（鍛冶谷眞一）

5番 小路政敏君。

5 番（小路政敏）

今の捉え方は、町は、当局は相談には乗りますよという私は形で受け取ったんですけれども、それでいいですね。

とにかく倒壊とか何とかというのは、地域、その周りに住んでいる人たちの安心・安全なまちづくりの中で、また景観的にも早急に対処していかなければならん部分かなと思いますので、そういうところで、これからはしっかりと踏み込んでやっていただきたいと思います。と思っています。

それでは、これから能登町は高齢者のみの世帯がふえてきています。今後ますます空き家がふえていくことが予想されます。再利用を図る、それから、どうしても住まなくなると危険家屋という形がふえてきておると思います。

町長には、これからも随時、町としての厳しい決断があろうと思います。これからもしっかりと頑張っていただきたいかなということで、私の質問を終わります。

議長（鍛冶谷眞一）

以上で、5 番 小路政敏君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（鍛冶谷眞一）

ここでしばらく休憩いたします。再開は午後 1 時としたいと思います。よろしく願いいたします。（午前 11 時 45 分）

再 開

議長（鍛冶谷眞一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。（午後 1 時 00 分再開）

それでは一般質問、次に、10 番 向峠茂人君。

10 番（向峠茂人）

それでは、議長のお許しがあつたので通告順に質問をさせていただきます。

秋祭りもこれから後半となり、柳田地区においてもこれから幾つかの祭りが行われます。私は最近いろいろなお祭りに参加して、ヨバレの席で思うことは、ヨバレのごちそうですね。これは各家庭の方には、もてなしで大変な料理を出していただけるんですけれども、私だけじゃなくても、ここにおいでる皆さん

も大抵少なくとも二、三軒、あちこちそういうお祭りでヨバレの席を回っているかと思います。

そこで、1軒目はそれなりに食べるんですけども、2軒目になるとやはり腹も身のうちで、いろいろ出されたものに対してなかなか残すことが多い。また、各テーブルのオードブル形式ならまだよろしいんですけども、きちっとした一人前の配膳の御膳となると、私はこれは食べられんとか、たまには言うんですけども、なかなかそういう点でもったいないことだなと。そういうことが最近特に痛切に思う次第でございます。

そこで皆さんも、通告もしましたけれども、食品ロスについて最近特に社会問題になっております。そこで私は、箇条書きに調べてみたデータを少し述べたいと思います。

これは2014年のデータでございますけれども、日本では現在5,500万トンの飼料を輸入しながら1,700万トンの食料を廃棄しています。この廃棄している量は世界一だと言われております。このうち売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられたのに捨てる食品ロスは年間約500万トンから800万トンとされています。これは我が国における米の年間収穫量——これは平成24年ですけども——に匹敵し、世界中での飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料援助の量が年間約390万トン、400万トン近く。上回る量です。

世界では、年間約13億トンの食料ロスがあるとされています。そのうち先進国では6万3,000トン近くの食料が廃棄されているということです。

また、家庭における1人当たりの食品ロスは1年間で約15キロと試算されています。家庭から出る生ごみのうち38%が食べ残しであり、全体の22%が手つかずの食品であるとされています。1食を250グラムとすると60食分の量です。おにぎりに例えると、每日一、二個を捨てることになるそうです。

そこで、能登町においてもいろいろこういう問題に町長初め職員が認識されていると存じておりますが、この食品ロスに対して町当局、町長はどういう認識をされているか、ご答弁いただきたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、向峠議員のご質問に答弁させていただきますが、食品ロス問題というのは、食品製造等で生じる加工残渣や、食品流通、消費過程の売れ残りや食べ残し等、多くの食料が廃棄されている、いわゆる「もったいない」という

ことが問題となっております。発生抑制を行い、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指す取り組みであるというふうに認識しております。

消費者庁の調べによりますと、日本全国では、先ほど議員がおっしゃったように年間1,700万トンの食品廃棄物が処分され、このうち食品ロスに当たるものは642万トンとなっております。国ではこの件を重要視し、関係各省庁から構成しました食品ロス削減関係省庁等連絡会議を設置し、対策を講じているところであります。

当町における食品ロスにつきましては、平成27年度において、クリーンセンター受け入れで、生ごみ約500トンのうち食品ロスに当たるものが2割の約100トンということで、非常に食品ロスの問題も深刻ではないかなというふうに認識しております。

議長（鍛冶谷眞一）

10番 向峠茂人君。

10番（向峠茂人）

今町長がご答弁いただいた、能登町では生ごみで約500トンということです。

能登町にもこういう食品というか食材を使う機関がたくさんあります。

まずそこで、学校給食及び町の宿泊施設での現状は一体どうなっているのか。また、スーパーやコンビニ、飲食店等の現状もあわせて、現状をもし把握されているならご答弁いただきたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますけれども、まず学校給食についてであります。児童生徒の学年に合わせた量を調理するため、食品ロスはゼロに近いということでもあります。食べ残しについてもほぼゼロに近く、食品ロスというのはわずかであるということでもあります。

また町内の宿泊施設につきましては、基本的には予約が入ってからの注文となりますので食品ロスが少なく、また過大発注に注意し、常にロスを少なくする努力をしておられまして、割合的には食べ残し等が2割に満たないとのことではありますが、20人程度の宴会ですと70リットル1袋の食べ残しが発生するとのことでありました。

また、スーパー、コンビニ等ではありますが、収集業者及び事業者からの聞き取りでは、試算しますとスーパーで年間13.6トン、コンビニで6.2トンとなりました。

飲食店の調査につきましては、店舗数も多く詳しい把握は困難でありました。事業者サイドは、あくまで営利を目的として経営しておりますので、食品ロスは極力少なくし、売れ行き実績に基づく品物の注文、総菜料理づくりや値引きを行う等、売れ残りの解消に努めておられますが、残った食品についてはクリーンセンターで処理されております。また、魚貝系の残渣については処理業者に委託しており、県外で肥料化されているというふうに聞いておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

10番 向峠茂人君。

10番（向峠茂人）

今の説明では、能登町においてはかなり、人口もそうなんですけれども数字的には若干、私の想像していたより少ないかなと考えています。

食品ロスに対する認識というのは、やはり消費者の考えが一番大かなと思います。そこで農林水産省では、一般家庭における食品ロスの発生要因として、食の大切さに対する意識の薄れ、食品の適切な在庫管理や調理方法の工夫が不十分であるのではないかな等を挙げております。

そこでまた消費者には、私もどっちかというところという嫌いがありますけれども、常に新鮮なものを求め過ぎるといえるのか、例えばスーパーでも行くと、大体新鮮な期限の新しいものは奥のほうに置いてありますね。手前には割と日にちのたったものがある。心理的に、私はこういう質問をしながら自分で思っているんですけれども、自分もそうである。特に消費者意識というのは、新鮮なものを食したいという意識がかなり強いのではないかと考えております。

それと参考までに申しますと、1995年に政府が取り入れた消費期限、賞味期限というのも消費者にこういう動向をさせる一つの要因かなと私も考えております。皆さんもご存じであるかと思いますが、一つ述べさせていただきますと、消費期限、これは食品の劣化が早い食品に表示されている。食べても安全な期限、これが消費期限。賞味期限は、長期間保存ができる食品に表示されていて、おいしく食べれる期間とあります。

これも日本だけではなく、世界的に見てもこういう期限付きの食料を販売しているというのが事実です。だけど特に日本はこれに敏感な国民じゃないかなと考えております。

そこでひとつ食品ロスに対して町当局はその打開策というか、どういう食品ロスに対しての取り組みを考えておいでなのか。現時点で考えている施策があったらここでお示しいただきたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、学校給食においては、先ほど食品ロスがゼロに近いというお話をさせていただきました。やはり給食の量を調整して振り分けて提供するのが功を奏しているのかなと思っていますが、そのほかに人気メニュー調査を行いまして、リクエスト献立の日等を実施し対応しております。また、時間内に食べ切るために、「話をしないでいっぱい食べる」「残さず食べる」など声かけを行うとともに、食物の大事さや生産者への感謝など食育にも努めているということでもあります。

また公民館におきましては、いしかわ地域版環境ISO事業を現在5公民館で実施しております。「もったいない」を推奨しまして、ごみ減量化を図っております。今後も多くの地域で事業展開されるよう事業啓発を図っていききたいというふうにも考えております。

また、コンビニ店では、各店舗の売れ残り物を回収しまして肥料化への計画も考えているということなので、それぞれの立場でいろんな取り組みがされているんじゃないかなというふうに考えております。

議長（鍛冶谷眞一）

10番 向峠茂人君。

10番（向峠茂人）

能登町ではこういうことを考えたのは、前々から考えていたかもしれないけれども、現実的にこういう場で聞くのは私も含めて初めてかなと思います。

日本で、これはきのうやきょう始まったことじゃなくて、約10年ほど前から全国的に農林水産省とか消費者庁で食品ロスに対しての取り組みが結構なされています。

そこで、能登町での取り組み方を町長にお伺いしたんですけれども、いろいろ調べた中で、やはり食品ロスの取り組みを進めていくために、流通やメーカーの取り組みも大事ですが、先ほど申したとおり私たち消費者自身が変わらなければならぬんじゃないかなと思います。それと、販売する企業、スーパー、

小売店などでは、食品ロスが販売のチャンスを逃がしたくないとかメーカーや小売が消費者に新鮮さを求められている強過ぎる意識に応えようとした結果だとも指摘されています。

それと、先ほど町長は特に学校食には人気のあるメニューを取り入れるとかとお話しされました。

そこで全国でいろいろ私も調べてみたけれども、一番大々的というか、調べてこれはいいなと思ったのは、長野県の松本市では、2011年からごみの減量の一環として、30・10運動。これは宴席では出席者が席を移動して酌をし合うことが大変多い。特に町長もご認識されていると思います。そこで、30・10というのは、最初の30分を料理を楽しむ。酒をつぎ回らないで料理を食べる。その最初の30分。最後の10分は、もう一回自席で残った料理を楽しむ、食品ロスを減らそうと。そういう取り組みをしています。

それとまた、これは福井県だったかね、持ち帰り運動。それも推奨したいんですけども、食べ物を扱うもんですから保健所がうるさいんですね。つくったものの運ぶトレイとか入れ物もそうだし、また、店で作ったものを自宅へ持って行って何かあった場合の責任はつくった人の店に転嫁される。そういう日本の体質なので、なかなかこれも取り組んでいられない。

能登町においては、先ほど申したとおり、数的には先ほど町長が答弁されて少ないけれども、食に対する意識を、これはきょう言うたさけ一夜にして減るものでもなし、長い積み重ねの各消費者の努力によるものだと思いますけれども、先ほど町長も言ったように、暮らしの中にもったいないを取り戻すとか、食べるものにもったいないをもう一度考えていく、そういうことが大事ではないかと私は考えます。

そこで、企業にも取り組み方として私は要望したいのは、売り切れのほうがいいんだ、たくさん作り過ぎないことがビジネスの賢い経営のやり方という考えも一つあるんじゃないか。もう一つ外には、いろいろな小売店では、大抵の小売店はそうですね、もしかして、ここにまだ食品があったら誰かが買いに来てくれるだろうと。そういつてたくさん展示するとかつくる。

こういったことを根本的に考え方を変えていくことが必要ではないかと思えます。

それと、食品ロスということで、私は三、四年前に一回、食品ロスに当たるか当たらないかわかりませんが、お盆も過ぎて約1カ月たちます。大抵、息子さんか娘さんはお盆に里帰りに来ますね。そうすると、そこで家庭でじいちゃん、ばあちゃんが家庭菜園でつくったものを嫁さんや息子さんに持たせて、大抵つくっている人は恐らく持たせると思います。ところがそれを近くでは道の駅にもらった野菜を捨てていく。そしてまた、その話をしていたら、茂人、

そうじゃない。高速道路にも至るところに田舎から持ってきた夏野菜を捨てていくと。私はそれを聞いたとき、これはどういう神経の持ち主なのかなと私は怒りを覚えましたけれども。

うちの話をして大変恐縮ですけれども、うちの家内も息子の嫁が来ると、自分でつくった野菜をいいものを持って帰らせようと。自分の食べるのは曲がったものとか品の悪いものを食べて、持たせていくんですけれども、うちは幸いにしてそういうことはありません。持っていった野菜をすぐ料理して、こういう料理つくりましたとか言っているから安心してはいるんですけれども、人の心は無にするような、どういうつもりで手塩にかけた野菜を捨てるのかなと。ここに捨てる、道の駅に捨てるなら能登町に里帰りした人たちだなと思うけれども、私はどう言ってもいいかわかりませんが、皆さんはどう思うか知りませんが、これは現在の風潮なのか、実家でつくった野菜より店に並んだものの方がいい風潮なのかかわかりませんが、私は大変残念で、怒りを覚えたわけです。

先ほど申したとおり、能登町はこういう取り組みに何かひとつ、調べてみますと、いろんな自治体でいろんな工夫をしたものに取り組んでおられますけれども、町長、能登町として食品ロスに対する町挙げての何か、通告では食品ロス撲滅の町なんて書いてみましたけれども、何かいい取り組み方の表題とかそういうものがあつたら、ここでお答えいただきたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

食品ロスの約半分が家庭内から発生しているということでありまして、これを削減するにはやはり家庭内での工夫が必要ではないかなというふうに思っております。まず買い過ぎないとか、使い切るとか、食べ切る、そしてまた残った食材は別な料理に活用するとか、また外食時での食べ残しを防ぐなど、食物の大切さを啓発し、そして減量化をより一層進めていきたいというふうに考えております。

そのためには、やはり広報や有線テレビ等で周知を図っていくのが一番手っ取り早いかなと思いますが、また議員の皆さんからもいろんなアイデアをいただいて、食品ロスの削減に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（鍛冶谷眞一）

10番 向峠茂人君。

10番（向峠茂人）

町長が答弁されたように、家庭からこういう輪というか意識を広げていくのは大事なかなと思います。

私は、これは余りはやらんかしらんけれども、私も取り組み方を考えてみました。

私も消防団員で、年に二、三回は役員と一緒に会食する場があります。もちろん町長もご臨席賜っていますけれども。大体、食べる人は食べるんですけども、食べない人は食べないんですね。あれは事前に、いつ幾日、何人の消防役員の方が来るとわかるんですから、そこでできたらお品書きを事前に配って、私はこれは食べないとかこれを食べるとか、事前に食べるものを通告制にしてもらえればどうかなと。そうすることによって、わずかですけども、昔から死んだ孫ばばに教えたいんだけども、いただきますというのは食物の命をいただくんだから、先ほど言ったもったいない意識を持って食べなきゃだめやということを教わりました。明らかに手をつけない人がいるんですから、わずかですけども、これは別に私の言ったことが妥当であるかないかわかりませんが、事前に出席人数がわかるし好みもわかるんですから、こういう料理をこの施設で出しますと。要らないといえば失礼ですけども、自分はこれは食べないからこれを省いてくれということも一つの考えではないかなと思います。

データの的に申しますと、外食時に食べ残しの割合です。宿泊施設等では約全体の14%が食べ残し。それから結婚式場とかいろいろなパーティとかそういうところでは約13.7%。いわゆる先ほど私が申したような宴会等では約10.7%。あと食堂とかレストランで大体3.2%。これが日本の全国で調べると、これぐらいの割合で食べ残しがあると。そういうわけです。

何回も申しますけれども、食品ロスという言葉はちょっとかたい気もしますが、物を大事にするという意識は老若男女問わず、これは大事なことのかなと思います。

今は日本も平和で、食料品も順調に入ってきていますけれども、一事何かあると、この間のオイルショックのように輸入がとまる場合もあります。現に先ほど小路議員も申していましたけれども、ことしは北海道で大水害で、タマネギ、ジャガイモ、ニンジン、これは市場へ出てくる量が少なくて3割から4割ほど値上がりしていると。そういうニュースも聞きます。

そういう意味で、町長を初め職員の方々も、議会も議長を初め議員の方々ももう少し食に対する取り組み方を真剣に考えて、家庭でもひとつ模範となつてそういう食品ロスに取り組んでいただきたいと思います。私も言ったからには

それを粛々と実行していきたいなと思います。

そういうわけで、何か口足らずの質問になりましたけれども、とにかく、もったいないという意識を再度認識を持っていただくよう私からの一つの要望として、質問を終わります。

議長（鍛冶谷眞一）

以上で、10番 向峠茂人君の一般質問を終わります。

それでは次に、4番 市濱等君。

4番（市濱等）

それでは、きょうは私、最後になりまして、いつも途中で皆さんにご迷惑かけているというふうなことがございまして、きょうは安心して質問させていただきたいなと思います。

私は、きのう昼、浜のほうを見たら地震雲が湧いているんですね。これは地震あるぜというふうに思っておりましたら、東北とか九州の地震ではなくて、思わず見たら朝鮮半島でありました。朝鮮半島にも地震があるんだなということを読みまして、最近聞いたことないなと思って。ところが私、対岸といいますか北朝鮮の原発の実験何か、対岸におるものですから危険だな、危ないなというふうな思いをして、できたら平和的に解決するような世界であってほしいなというふうなことを思って、きょうに至っております。

そして、ここに質問させていただきたいと思います。

議長、恐れ入りますが、この順番を入れかえさせていただいて質問をさせていただきたいなというふうに思います。

私は、昨日行われました28年度の子ども議会を傍聴してということに対して質問をさせていただきたいなと思います。

この12名のお子さん方は、生徒諸君は、大変町を憂えていてくれるんだなということを痛切に感じた今度の子ども議会でありました。

その中で、一番先に私感じたのは、これでいいのかなというふうに感じたのは、テニス資料館のPRについてというふうな質問がございました。質問者の気持ちになれば、新しい、最近5月にできた建物をなぜPRしないんだろうなというふうな思いで質問をされたのかなというふうな私は思いで聞いておりました。私たち普通一般的に見ますと、新しい施設ができますと、何とかして皆さんに来ていただいて見ていただきたいな。それから、持続的に活用できるような政策、それからPRでいいますと私たちならチラシを出して皆さんに周知をする。そして、できたらそういうことを連続やって皆さんに来ていただきたいなというふうな思いでやります。

ところが私こうして見ておりますと、この施設については、オープンはしましたよというそういうことは私も聞きましたけれども、さあどうか町民の皆さん、ここへ来てひとつ楽しんでいただきたい、そして勉強していただきたいというふうな行動というかPRがないなというふうなことを思いました。

町長は、子供さんの答弁に対して、運動公園を訪れてくれる人、そしてまた帰省客などができたら観光スポットとして来ていただきたいというふうな答弁をされておいでになりました。観光資源としての活用、そしてまた地域住民に愛される施設に充実したいなというふうなことをおっしゃっていました。

どのような手だてでこういう町長の思いを実現されるのかお聞きしたい。1点目はそれで。

続いて、学校の統合、そして長距離自転車通学についてという子供たちは二手に分かれて質問されておりました。それも私、何遍も聞く質問だな。そして、町として打っておる手だてはどういうことなのかな。進捗しているのかなというふうな思いで、その問題を聞かせていただきました。

その中に、統合は無理なんだよというふうなニュアンスで町長は答弁をされていたんでなかろうかなと、私の受ける感じでございますが、私は町長、子供たちは一つに合同ということに対して、設備を一緒にして合同ということではなしに、子供たちは、例えば合同授業とか、それから合同のスポーツだとか、そういう回数をふやして、そういうことを子供たちは求めているんじゃないかなというふうに思うんです。そして子供たちが求めているのは、多くの友達、切磋琢磨する時間の共有を、そういうものを求めているのではないかなというふうに私は思いました。

例えば、町外で出会ったとき、この人も能登町の人や、同郷であることのうれしさというか、そういうものが子供たちの身につくんじゃないかなというふうに。そういうことを子供たちは求めているのかなと、私はそういうふうに感じておりました。

私も余分なことを話しますけれども、同級生240人強もおるんです。その人たちとどこへ行ってもばったりと会うんですね。そうすると、元気でおったかというふうなお互いの無事を確かめるというか、会ったことに対して、この町で生まれてよかったなというふうなことを私は感じております。

学校が違って十分に時間を共有できることを提供して、そして生徒も統合というよりか融合ということも考えることがぜひ大切なのではないかなというふうに私は思います。

その2点について、町長、答弁をお願いします。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、市濱議員の質問に答弁させていただきます。

まずは藤波のテニスミュージアムについてであります。各種テニス大会の開催との連携や展示品を充実するなど情報の発信に努めたいというふうにも考えております。

このたび同施設が公共部門におきまして第29回いしかわ広告景観賞における石川県知事表彰を受賞することができました。このことも藤波運動公園を知っていただくいい機会になるというふうにも思っております。

また、ことし開催されました全国中学校体育大会ソフトテニス大会開催の期間中には多くの子供たちに入館していただきました。能登町のテニスの歴史や神和住選手からの寄贈品等を鑑賞してもらいましたし、また、リオオリンピックでテニス界のスーパースター錦織圭選手が銅メダルを獲得したということで、錦織圭選手のサイン入りのウェア、そしてラケットをこの間、特別展示もさせていただきました。子供たちには、大きな夢を抱いたのではないかというふうに思っております。

情報発信についてはさまざまな手法があろうかと思いますが、これまでに培ってきたつながりや人脈を生かしながら、テニスを行う選手だけでなく、町民や他の地域から訪れた人たちにも身近に感じていただける施設になるよう、今後も魅力度アップに努めたいというふうにも考えております。

次に、学校の統廃合については、生徒に加え、保護者や地域の方々の意向が大切との認識であり、将来を担う子供たちの目線に立ち学校教育を考え、そして学校統合を進めていきたいというふうにも考えております。

現在、町では、学校の判断で、生徒間の交流活動や合同での体験活動等に取り組んでいるケースがあります。例えば、柳田中学校と小木中学校の里海里山交流、また松波中学校と能都中学校の合同バスケットボール部、また能都中・柳田中・小木中の吹奏楽部、町内4中学校の生徒会による防災合同学習会などを行っております。そして今年度からは、町内の全小中学校で取り組んでいる海洋教育を中心に、学習成果の発表や体験活動を通じた交流を積極的に進めているところでもあります。

学校の統廃合にかかわらず、交流を深め、能登町の中学生としての一体感を高めていきたいというふうにも考えておりますので、今後取り組みをしっかりとしていきたいというふうにも考えております。

議長（鍛冶谷眞一）

4 番 市濱等君。

4 番（市濱等）

石川県のいしかわ広告景観賞、先ほど私、先に言おうかなと思ったんやけれども町長が言われました。大変おめでとうございます。

この建物の外観を見ると、私もすばらしいなというふうな感覚でおりますが、子供たちにとっては、交流する時間、そういうものをどんどんふやしていただいて、そして子供たちの融合、そして交流を図って、統合しなくても、能登町の学校を出たんだなというふうな雰囲気ぜひ醸し出していただきたいなというふうに思います。

それでは次の質問に移らせていただきますが、その前に、自転車通学についても少し触れたいなと思います。

町長は答弁で、民間企業の圧迫になるのではないかなと。自転車通学をマイクロバスにしてくれということに対してですが、圧迫するがでないかなというふうな答弁がよく聞こえてきます。この前の子供さんにもそういうふうな答弁ではなかったかなと思っておりますが。

私は、できたらそういう民間の業者の方々と町の行政の方々が膝を突き合わせて、協議会とかそういうことでなくして、直接渡り合うと、もしかして開ける部分もあるんじゃないかなというふうな印象を持っております。そういうことも、もし可能であれば返答いただいて、そして前へ進めていただきたいなというふうに思っております。

次に、音楽専用ホールについてでございますが、音楽専用ホールは、現代の人々は文化人とすればぜひ整備してほしいなというふうな施設ではないかなと私は思います。能登町の1次総合計画においてでも、文化の薫り高い町を目指すんだというふうにあります。また、旧内浦地区方面で、文化ゾーンと1次計画にはうたっております。また、総合運動公園というか布浦拓ですかね、運動公園近くに文化ホールの計画もございました。子供たちの夢をかなえ、住民の心の豊かさを演出することも2次総合計画の「人づくりが礎となる」、このスローガンに合致するのではないかなというふうに思います。

町としては特化して能登高校に力を入れておいでになります、多くの町民、特に生徒たちが待ち望んでいるものをかなえる。こういうことも大切なのではないかなというふうに思います。

たまたま一昨日、のと里山空港で200万人達成イベントがございました。その話の中に、中島演劇堂、そして東雲高校演劇部の話もございました。町長も聞いておいでになったものと思います。子供たちの夢をかなえる、子供たちに夢を与えるということは、私たち、こういう年ごろになるとぜひ必要なこと

ではないかなというふうに思います。これも1点、答弁をいただきたいなと思います。

それからもう1点、海岸線の清掃活動ということについて質問がございました。それも大変心配なされて、環境問題に対して、先ほど向峠議員もお話しになりましたが、大変環境のことを考えて質問されておいでになったなというふうに思っております。

海岸線の清掃活動ということについては、私は海岸線のすぐそばに住んでおります。能登町民にとって、海岸線の美化活動は、生活の上にも、観光から見ても生徒さんの言うとおりでなというふうに私は思います。

こうして私も見ておりますと、海岸線の清掃活動は5月の末近くにありますクリーン・ビーチいしかわの1回だけではないかなと。ほかにもやっておいでになる方はおいでになると思うんですが、私のイメージではそういうふうな1回だけだなど。大変汚れておるなというふうなことを思い思い、私もたまに浜の前へ出て少しは清掃するんですが、大変汚れておることが印象、汚いなというふうに思います。

漁業に携わる方々も、たくさんの漁業権とか共同漁業権とかございますが、そういう権利も大変必要かとは思いますが、前の浜へ出て皆さんで能登町一体となって、能登町の海岸線に住んでいる人たち一体となって掃除する、そういうことも必要ではないかなというふうなことを思って、この質問をされた方は真剣に能登町の観光、そして美化活動に取り組んでおいでになるのかなと思って感心をいたしました。

この点、町長、町で年1回でもみんなで、クリーン・ビーチいしかわもありますが、能登町もこぞって清掃活動をやるんだよというふうなことは可能かどうか。その辺も含めて答弁をお願いできればと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、まず長距離自転車通学についてであります。子ども議会では、私は民間事業者を圧迫するという答弁はしておりません。現状の通学形態の追認ということで答弁させていただきました。今後に関しましては、生徒数の減少や地域事情など時間の経過とともに変わっていく点があるかと思いますので、引き続き検討は続けていきたいというふうに考えております。

また音楽専用ホールについては、子ども議会の場でも答弁させていただきます

したが、早急な対応は困難との状況は変わらないものと考えております。

次に、海の環境保護については、今後も地域や地区の力を合わせて美化活動に努めていただくようお願いしていきたいというふうに考えております。

議長（鍛冶谷眞一）

4 番 市濱等君。

4 番（市濱等）

ありがとうございます。

町長そういう答弁はしていないと言われましたけれども、私のニュアンスの受け方とすればそうかなと、私はそういうふうに理解をいたしました。

それでは、できたら文化ホール、できたら皆さんの協力のもとに日の目を見ることを私は期待したいなというふうに思っております。

もう一度、町長、そういう日程を踏まえて海岸掃除というふうなことは困難ですか。どうですか。検討して、皆さんで海を守るんだというふうなことはできないものでしょうかね。もう一度答弁をお願いします。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

町を挙げてというのは、先ほど議員もおっしゃったように、クリーン・ビーチいしかわに連携しまして年1回やっております。それ以外にも各団体がみずからボランティアでいろんな海岸清掃を行っていただいておりますので、そういったことはもっともっと広めていきたいなというふうに考えております。

議長（鍛冶谷眞一）

4 番 市濱等君。

4 番（市濱等）

それでは、みんなで手を携えてきれいにできればいいなというふうに私は思っております。

それでは、2 題目の質問に移らせていただきたいと思います。

私は、議員をさせていただいてから結構、町に大きなプロジェクトがたくさんありました。私の感じておるところは、施行に当たって、最初に聞いた話とだんだん、どういうふうな形になっていくのかなというふうなことを疑問に思

ったことがたびたびございます。

それはどういうことかといいますと、まず例えばコンセールのとなんか、当初、物販販売所だというふうなことをお聞きしておりました。ところが話がだんだん動いてきまして、公民館が入るんだよ、そしてはたまた図書館も入るんだと。そうしておる間に計画が大きくなって、5億何千万ほどでできるのが7億かかったと。そういうふうなことって本当に計画性あるのかなというふうな疑問を感じておりました。

消防本部にしてもそうです。たまたま私は、それは私の認識不足かも知れませんが、運動場で庁舎を建てるんだというふうな当初そういうふうに思っておりました。ところが旧小学校を解体して、そしてそこに建てるんだと。そうしている間に公民館も建てるんだと。それはそうでしょうね。ある建物の中に公民館が入っておれば潰さなならん。そうして新しいものを建てなならんというのわかりますよ。

そういうふうに計画が動いていくということが私はちょっと信じられないんですね。できたら、私は大きくなることについては全然問題にしているつもりはございません。やはり当初から、こういう計画をするんだよ、そしてこういうことが目標なんだよというふうなことを最初からうたっていただければ、いろんな案も出ますし、それから知恵も湧いてくるんじゃないかなというふうなことを思っております。

今度も宇出津分署に対して、財源の組み替えが発生したというふうなことを聞きました。これが最後の案だというふうなニュアンスでございますが、私考えると、これはまだまだ不備な点があるのではないかなと。

例えば、今度新しく町にできる庁舎の職員の駐車スペースが宇出津分署の建つ駐車場の横にできるということを私はちょっとお聞きしたんですが、その後、変更したんだ、組み替えしたんだという図面を見ますと、消防の分団さんがそこで訓練をするという破線をしてあるんですね。これは整合性あるのかなというふうなことを私は感じるんですね。

そしてもう一つ、宇出津分署でございますが、宇出津病院も近くにございます。できたら私とすれば、消防署の近くでもいいです。広いところにヘリポート、やはり必要ではないかなというふうに思うんですね。宇出津病院から小学校の運動場は近いんだよというふうに話をされる方がおいでになりますが、ヘリポートという役目はなかなか難しいかなと。ほこりも立つ、そして子供たちも危険。そういうふうなこともありますね。そういうことを見ますと、何かいろんな変更があるんだけど、まだまだ変更が出てくるかなというふうなことで思っております。

できたら最終的な案を私たち町民に知らしめていただいて、そしてその上で

協議をしていかなければならないというふうに思います。

今の組み替えの中に、先日も少しお話しさせていただいたら、ほかの議員さんでしたかね、それはだんだんよくなるさかい、いいじゃないかというふうな答弁がありました。それでは本質がどこにあるのかということ。だんだん変わっていく。消防の機能の本質はどこなんだというふうな検討というのは本当にされておるのかなというふうなことを危惧いたしております。

そういう中で、できたら今後もそういう大きなプロジェクトがたくさん出てきます。どうかそういうふうな思いで検討していただければならないというふうに思いますが、町長どうですか。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは市濱議員の質問に答弁させていただきますが、まず、大きな事業を進めるときには、まず町の総合計画に基づきまして、事業の目的や現状の把握、そして地域の特性や候補の選定を総合的に検討した基本構想を策定いたします。それに基づきまして基本計画を策定します。次に、学識経験者や地域住民代表で構成されました検討委員会を設置しまして、具体的な事業化に向けて候補の抽出や施設内容の検討について幾度にも及ぶ審議を重ねまして基本方針を策定いたします。このステップを経て初めて事業化となりまして、用地の決定、基本設計、実施設計、工事着手という運びになります。

今ほど例に出されました能登消防署宇出津分署につきましては、この議会において財源の組み替えをお願いしているところでありますが、現予算の範囲内で最善の対策を講じたものというふうに思っております。また、議員のおっしゃるヘリポートにつきましては、災害時において活用したいと考えております。

いろいろな事業の計画の時点では、不確定でわからないこともあります。計画の変更があった場合でも議会や住民の皆様への説明や、あるいは周知につきましてしっかりと行い、理解を得ながら進めていきたいというふうに考えております。

議長（鍛冶谷眞一）

4番 市濱等君。

4番（市濱等）

私は、宇出津消防分署の話ですが、消防車が出入りするのはどういう状態が

一番ベターなのかということとは一番先に考えなならんことではないかなと。私はそういうことに対して、大変失望というか、失望ではないんですけれども、結果がよくなったんですからそれでいいとは思いますが、そういうこと。やはり本質を捉えて今後計画していただきたいなというふうなことを思っております。

そして私、無駄になるというのは失礼ですけれども、裏山、何坪か知りませんが買われた。それは今度、売却とかそういうことはやられるのかやられないのかということも含めてお尋ねをしたいと思います。

そして町長は答弁の中に、総合計画と大きな枠組みの中で計画をしていくんだよというふうなことをおっしゃっておりますが、私は、できたら計画、いろんな計画がございますが、都市計画、都市のインフラを考えると、一番考えなければならないのは道路インフラでなかろうかなというふうに思います。

それはどういうことかといいますと、消防宇出津分署ができる。そして本庁舎もできる。あの辺に大きなプロジェクトが2つもできます。それを私は先日もお話しさせてもらったかも知れませんが、入ってくる道、そして出ていく道、これが私はまだまだ町民、それから観光客、それから宇出津の商店街の方々のことを本当に考えておるのかなというふうなことを感じております。

それは先ほども誰かがおっしゃっておりました。桜峠から能登町の観光は始まるんだよというふうなことでございました。私は、桜峠から、広大な話ですけれども、桜峠から鶴町、そして峠を越えて、そして消防の宇出津分署ができる、そこに梅ノ木に直接出てきて、そこを經由して、そして役場、本庁舎の前を通って、そして梅ノ木の古い鉄道のトンネルを広げて、そして田の浦まで出ていただきたい。それぐらいの思いを持って計画しなくてはだめなのではないかと。

私ら海岸線に住んで、姫、真脇、そして内浦、小木、あそこに住んでいる者は、一直線に宇出津を經由して、宇出津のコンセールの物販のところで品物を買って、そして町外へ行こうかなというふうな、そういうルートも大変必要かなと。ちょっとずれるかも知れませんが。そして小木から249号線、鵜島バイパス、松波の交差点まで直線で行けるような、そういう道路も構築して、そして海岸線を活性化する。そして、海岸線を活性化することが能登町を元気にするんじゃないかなと。観光資源にもなります。

そういう大きな夢を抱いて、例えば松波の支所、そして柳田の支所、今後出てくると思いますが。どうかそんなふうな思いを皆さんで共有しながら、できたら町長もそういうふうに思っておいでになると思いますが、そういう思いで町を元気にしていっていただきたいなというふうなことを思います。

これについて、町長、何か話しすることがありましたら一言どうぞ。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

宇出津分署の土地として取得した山林につきましては、当初計画では土砂採取後に敷地ののり面とする計画でありました。今回の計画の見直しによりまして、土砂採取は行わないことになりましたが、敷地ののり面として周辺環境と合わせて適正に管理してまいりたいというふうに考えております。

また道路に関しましては、議員の壮大な構想、お聞かせいただきまして、まことにありがとうございました。

議長（鍛冶谷眞一）

持ち時間が議会の申し合わせ事項によりあのとおりですから、気をつけて。時間延長することは許しませんもので、よろしくお願いします。

4 番（市濱等）

きょうは項目も 2 項目で少のうございました。ここで終わりたいと思いますが、できたら、九十九湾にもイカの駅、そういうものができます。そういうところも含めて、町が活性するようなことをひとつ頑張って、町長やっていただきたいなというふうに思います。

どうもありがとうございました。

議長（鍛冶谷眞一）

時間内の質問のルールを守っていただき、どうもありがとうございました。

以上で、4 番 市濱等君の一般質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終わります。

お諮りいたします。一般質問が本日で全部終了しましたので、明日 9 月 14 日を休会としたいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

休会決議について

議長（鍛冶谷眞一）

追加日程第1「休会決議」を議題といたします。

お諮りします。

明日9月14日を休会とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

したがって、明日9月14日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

今回は、9月15日午前10時から会議を開きます。

散 会

議長（鍛冶谷眞一）

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会（午後2時07分）

開 会（午前10時00分）

開 会

議長（鍛冶谷眞一）

ただいまの出席議員数は、12人で定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

議案上程

議長（鍛冶谷眞一）

日程第１、議案第６３号「平成２８年度能登町一般会計補正予算」から、日程第２２、請願第３号「町道小木１１号線道路拡幅に関する請願書」までの２２件を一括議題とします。

常任委員会に付託審査を、お願いしました案件について、各常任委員長の報告を求めます。

委員長報告

総務産業建設常任委員会

委員長 國盛 孝昭 君

総務産業建設常任委員会（國盛 孝昭）

総務産業建設常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第６３号平成２８年度能登町一般会計補正予算（第３号）歳入及び所管歳出

議案第６４号平成２８年度能登町有線放送特別会計補正予算（第１号）

議案第６７号平成２８年度 能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

議案第６８号平成２８年度能登町簡易水道特別会計補正予算（第１号）

議案第６９号平成２８年度能登町水道事業会計補正予算（第１号）

議案第７０号能登町公営塾利用料徴収条例の制定について

議案第７１号"能登町情報ネットワークセンター条例の一部を改正する条例について"

議案第７５号能登町宇出津港水産物鮮度保持施設条例の制定について

議案第７６号能登町宇出津港水産物加工処理施設条例の制定について

議案第７７号能登町借上町営住宅条例の制定について

議案第８０号公の施設の指定管理者の指定について

議案第８１号公の施設の指定管理者の指定について

以上１２件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、執行にあたっては十分に留意されたいという意見もあったことを申し添えます。

次に

請願第２号小浦漁港の整備促進について

請願第３号町道小木１１号線道路拡幅に関する請願書

以上２件は、採択すべきものと決定いたしました。
以上をもって報告を終わります。

議長（鍛冶谷眞一）

次に

教育民生常任委員会

委員長 金七 祐太郎 君

教育民生常任委員会（金七 祐太郎）

教育民生常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第６３号平成２８年度能登町一般会計補正予算（第３号）所管歳出

議案第６５号平成２８年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

議案第６６号平成２８年度能登町介護保険特別会計補正予算（第１号）

議案第７２号能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第７３号能登町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について

議案第７４号能登町子ども医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について

議案第７８号能登町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について

議案第７９号能登町立公民館条例の一部を改正する条例について

以上８件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（鍛冶谷眞一）

以上をもって、各常任委員会委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（鍛冶谷眞一）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

他に、ありませんか。

（質疑なしの声）

議長（鍛冶谷眞一）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

討 論

議長（鍛冶谷眞一）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（討論なしの声）

議長（鍛冶谷眞一）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採 決

議長（鍛冶谷眞一）

これから、採決を行います。

お諮りします。

議案第 63 号、「平成 28 年度能登町一般会計補正予算」

議案第 64 号、「平成 28 年度能登町有線放送特別会計補正予算」

議案第 65 号、「平成 28 年度能登町国民健康保険特別会計補正予算」

議案第 66 号、「平成 28 年度能登町介護保険特別会計補正予算」

議案第 67 号、「平成 28 年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算」、

議案第 68 号、「平成 28 年度能登町簡易水道特別会計補正予算」

議案第 69 号、「平成 28 年度能登町水道事業会計補正予算」

議案第 70 号、「能登町公営塾利用料徴収条例の制定について」

議案第 71 号、「能登町情報ネットワークセンター条例の一部を改正する条例について」

議案第 72 号、「能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 73 号、「能登町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 74 号、「能登町子ども医療費給付に関する条例の一部を改正する条例

について」

議案第 75 号、「能登町宇出津港水産物鮮度保持施設条例の制定について」

議案第 76 号、「能登町宇出津港水産物加工処理施設条例の制定について」

議案第 77 号、「能登町借上町営住宅条例の制定について」

議案第 78 号、「能登町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について」

議案第 79 号、「能登町立公民館条例の一部を改正する条例について」

議案第 80 号、「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第 81 号、「公の施設の指定管理者の指定について」、の

以上 19 件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（鍛冶谷眞一）

有り難うございました。

起立全員であります。

ご着席ください。

したがって、議案第 63 号から、議案第 81 号までの以上 19 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 82 号の 1 件を議題とします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なしの声)

議長（鍛冶谷眞一）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議長（鍛冶谷眞一）

これから、採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

議案第 8 2 号「請負契約の締結について（平成 2 8 年度能登町衛生センター改良整備工事（プラント）」

以上 1 件について、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鍛冶谷眞一）

起立全員であります。

ご着席ください。

したがって、議案第 8 2 号の

以上 1 件は、原案のとおり可決されました。

次に、請願第 2 号「小浦漁港の整備促進について」の委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、請願第 2 号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第 3 号「町道小木 1 1 号線道路拡幅に関する請願書」についての委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、請願第 3 号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

休 憩

ここで、暫く休憩します。
自席で待機願います。

再　　開

議長（鍛冶谷眞一）

休憩前に引き続き会議を開きます。
お諮りします。

発　　議

議長（鍛冶谷眞一）

本日、金七祐太郎君ほか1名から、発議第3号「返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書の提出について」及び
発議第4号「無年金者対策の推進を求める意見書の提出について」、
決算特別委員会委員長、南正晴君から、発委第1号「事務検査に関する決議について」、の以上、3件が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として、それぞれ日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、発議第3号「返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書の提出について」を日程に追加し追加日程第1、発議第4号「無年金者対策の推進を求める意見書の提出について」を日程に追加し追加日程第2として、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、発議第3号「返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書の提出について」及び追加日程第2、発議第4号「無年金者対策の推進を求める意見書の提出について」の以上2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

2 番 金七 祐太郎 君

2 番（金七祐太郎）

ただいま上程されました発議第 3 号、及び発議第 4 号の提案理由の説明を行います。

先ず、発議第 3 号、返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書の提出につきましては、現行の国の奨学金制度は、独立行政法人・日本学生支援機構を通じて学生に貸与し、その返済金を次世代の奨学金の原資とする形で運営されており、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に悩む人が少なくない。そのような中、政府は 6 月 2 日に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、返済不要の「給付型奨学金」の創設を検討することを盛り込んでいるところであります。よって政府においては、学生が安心して勉学に励めるよう、返済不要の「給付型奨学金」の創設や無利子奨学金の拡充など具体的な経済支援策として、2017 年度を目途に給付型奨学金を創設することなど、希望するすべての学生等への無利子奨学金の貸与等に対する支援について、早急に取り組むよう強く要請するため、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものであります。

1. 学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないように、奨学金や授業料減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、2017 年度を目途に給付型奨学金を創設すること。
2. 希望するすべての学生等への無利子奨学金の貸与をめざし、「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。
3. 低所得世帯については、学力基準を撤廃し無利子奨学金を受けられるようにすること。
4. 返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進すること。併せて、現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げること。

以上であります。

次に、発議第 4 号、無年金者対策の推進を求める意見書の提出につきましては、年金の受給資格期間の短縮は、無年金者対策の観点及び将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、2012 年 2 月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」に明記されたものであります。この無年金者対策については、本年 8 月に示された政府の「未来への投資を実現する経済対策」においても、その実施が明記されたところであり、無年金者対策は喫緊の課題であることか

ら、年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する措置についてなどを講じられるよう強く要請するため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

1. 無年金者対策は喫緊の課題であることから、年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する措置について、2017年度中に確実に実施できるよう必要な体制整備を行うこと。
2. 低年金者への福祉的な措置として最大月額5000円（年6万円）を支給する「年金生活者支援給付金」等については、財源を確保した上で、できるだけ早期の実施をめざすこと。

以上、議員各位におかれましてはご審議のうえ、何とぞ議決賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

質 疑

議長（鍛冶谷眞一）

以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 市濱 等君

4番（市濱 等）

それでは、発議第3号について質問したいと思います。

返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書ということでございますが、今の現状で、大学の進学率、短大の進学率、専門学校の進学率は全世帯の平均何%なのか。そしてまた、ひとり親世帯や生活保護世帯は何%おいでになるのか。

二番目は、今現在、奨学金を受けている学生はどれだけおいでになるのか。奨学金の返済に悩む人は少なくないと聞いているが、現在どのようになっているのか。延滞額どれだけありますか。どの様な方が対象になると思いますか。

四番目に、この問題課題と思われる対象者の選定、給付方式、財源の確保についてどのようにするのかお伺いしたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

市濱議員、委員長に答弁を求める前に議長の方から申し述べておきます。詳細な数字については後ほどでもよろしいですか。

12（宮田 勝三）

議長、休憩。

議長（鍛冶谷眞一）

休憩を認めます。

議長（鍛冶谷眞一）

それでは、休憩以前に引き続き、会議を開きます。

今ほど、4番市濱議員より発議第3号についての詳細な説明がほしいと質疑がありましたが、執行を通じて正しい数字をひらいあげて報告したいと思いますが、どうか了解をお願いします。。

4番（市濱 等）

はい。わかりました。

議長（鍛冶谷眞一）

そのほかに、質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

議長（鍛冶谷眞一）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

討 論

議長（鍛冶谷眞一）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

4番 市濱 等 君

議長（鍛冶谷眞一）

それでは、4番 市濱議員の反対の討論を認めます。

4番（市濱 等）

議長のお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書
対して、私の反対討論を申し上げたいと思います。この問題については、様々
な議論があると思います。先日、私が議案質疑で議案第70号能登町公営塾利
用料徴収条例案でも申し上げました。教育を社会インフラととらえ未来への投
資という意味で社会的全域をもたらすと言う考えも必要かと思います。

しかし、まず、特に高等学校の段階で学費が非常に重い負担になっているこ
とが現状にあります。まずは、現行の奨学金制度の改善と充実を図り、高等教
育の段階で返済の義務がない給付型奨学金を充実するとの考えが先かなと思
います。高等教育段階で返還負担の懸念が解消されて、はじめて大学進学
の道が開けるのかなと思います。もちろん、同時に解決すればよいと思
います。先ほど質問しました課題を大きく分けると、対象者の選定、給付
方式、財源の確保があげられるが、対象者選定については、児童養護施設
退所者、里親出身者、生活保護世帯、住民税非課税世帯など考えられま
すが、生活保護世帯と同水準の家庭でも生活保護を受けていなかったり、
収入が低くても多額の資産を相続しているケースが考えられます。対象
者の選定には大変難しいものがあると考えます。

財源についてであります対象範囲によっては、数百億円の財源が必要だと
聞いております。財源のめどをしっかりと確保して頂きたい。3番目にある
学力基準を撤廃するという項目がありますが、数百億円の国費を注入する
以上、成績も考慮しないと国民の理解が得られないのでないか。日本学
生支援機構の無利子型奨学金では、高等学校2・3年の評定の3.5以上と
聞きます。また、この町の首長さんのように少しは月謝を払わないとし
っかり学業が身につかないと思っている方々まだまだいらっしゃいます。
学業状況を確認できる国民が納得する制度にしてほしいと求めるもので
ある。

現政権である安倍内閣は、一億総活躍社会を目指して、一人ひとりに
チャンスが与えられる社会、誰ひとり見捨てない誰ひとり忘れない社会
を目指していると言えます。そういう意味でのツールとしては、教育は
貧困の連鎖を断ち切り社会の税収の増や社会的便益をもたらすものと思
えますが、先ほど申し上げました、数点について吟味していただきたく
を条件に、私は反対討論を致します。どうかよろしくお願いします。

議長（鍛冶谷眞一）

4番市濱 等議員にお尋ねします。議長の私の方からお尋ねしますが、
所属委員会はどちらでしたかね。総務でしたか。分かりました。

はい、ほかに討論はありませんか。

1番田端 雄一君

1 番（田端雄市）

私の方から、返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書について賛成討論で答弁させていただきます。

給付型奨学金制度につきましては、従来からかなり要請がされていまして、公明党としては半世紀前から訴えて続けて来たところであります。今回、給付型奨学金の条件につきましては、年収要件と学力要件で給付するという形で設定されているかと思います。また、現在、意見書にも書かれているとおり、OECDに加盟する34カ国の中で日本とアイスランドだけがこの給付型奨学金制度がないという実情で、その部分を鑑みて、日本にとって一番必要な奨学金制度となってきたのだと考えます。また、現状の現代におきまして、奨学金の返済が滞っている状況も鑑みてこういう形になってきている。また、さらに、ここに1番の項目に出ていますけれども、中々、年収とかの格差によって貧困の世帯は学歴を付けていかれないとの状況がある。誰でも奨学金をもって学歴を付けていかれるような社会を作っていかなければならないと思っております。まあそう形に合わせて、3番目の無利子奨学金につきましては、従来は、学力基準と年収要件が問われていたんですけども、今回は、学力基準を撤廃して、より拡充していくその中でこの給付型奨学金の創設と無利子奨学金の拡充を求めるものである。時代に応じて、確かに市議員が言われるとおり高校生の段階から取り入れることも意見として考えられるが、今の状況の中で求められているのは、学生を対象にした制度であることをご理解いただき、この意見書のご賛同を求めるものであります。

議長（鍛冶谷眞一）

ほかに討論はありませんか。

（討論なしの声）

議長（鍛冶谷眞一）

これで討論を終わります。

採 決

議長（鍛冶谷眞一）

これから、発議第3号「返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書の提出について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（鍛冶谷眞一）

はい、ありがとうございました。

起立多数であります。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議第三号に係る意見書の提出先、処理方法につきましては、議長に一任願います。

次に、発議第4号「無年金者対策の推進を求める意見書の提出について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（鍛冶谷眞一）

はい、ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議第4号に係る意見書の提出先、処理方法につきましては、議長に一任願います。

発 委

議長（鍛冶谷眞一）

次に、追加日程第3発委第1号「事務検査に関する決議について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

決算特別委員会

委員長 南 正晴 君

9番（南 正晴）

ただいま提出いたしました発委第1号「事務検査に関する決議について」の提案理由の説明をいたします。

町長が決算を議会の認定に付すに当たって地方自治法で提出が義務付けられている書類は

- ①決算書
- ②歳入歳出決算事項別明細書
- ③実質収支に関する調書
- ④財産に関する調書
- ⑤決算年度における主要施策の成果説明書にとどまるものであります。

今回、提出したこの決議は、さらに決算審査の意義を高めるため、前述の書類だけでなく、地方自治法第98条第1項に規定されている「町の事務に関する書類及び計算書を検閲し、町長、教育委員会をはじめ、その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。」議会の権限を、決算特別委員会に委任するものであります。

つきましては、議員各位におかれましてはご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願いいたします。

議長（鍛冶谷眞一）

以上で提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質　　疑

議長（鍛冶谷眞一）

質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

議長（鍛冶谷眞一）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

討　　論

議長（鍛冶谷眞一）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なしの声)

議長（鍛冶谷眞一）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

採 決

議長（鍛冶谷眞一）

これから、発委第1号「事務検査に関する決議について」を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。
よって、発委第1号は、
原案のとおり可決されました。

休会決議

議長（鍛冶谷眞一）

日程第23、「休会決議」を議題とします。
お諮りします。
明日から能登町議会の会期等に関する条例第二条の規定に基づき開く、次の
定例日の前日までを、休会としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。
したがって、明日から能登町議会の会期等に関する条例第二条の規定に基づ
き開く、次の定例日の前日までを、休会とすることに決定しました。
以上で、平成28年第5回能登町議会9月定例会議に付議されました議件は

全部終了しました。

閉会あいさつ

議長（鍛冶谷眞一）

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長 持木 一茂 君

町長（持木一茂）

平成２８年第５回能登町議会９月定例会議を閉会されるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

９月６日より開会されました、この度の定例会議におきましては、平成２８年度能登町一般会計補正予算をはじめとする重要案件に、開会以来、慎重なる御審議を得ました結果、いずれも原案どおり可決をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

なお、会期中、議員各位から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、町政の運営に遺憾なきを期しますとともに、予算の執行につきましても、現在の経済情勢を鑑みて、積極的に執行して参りたいと考えております。

さて、派遣先の大学病院の医師不足により、本年４月から公立宇出津総合病院の常勤医師が不在となっている小児科については、町民の皆様に変なご迷惑とご心配をおかけしておりましたが、本年１０月から金沢大学附属病院より非常勤ではありますが、小児科医師の派遣をいただくこととなりました。

派遣いただく金沢大学附属病院には、大学の垣根を越え、能登北部医療圏における地域医療にご理解とご支援をいただいたことに対し、心より感謝申し上げます

これにより宇出津総合病院の小児科は、現在派遣いただいている金沢医科大学病院と今回派遣いただく金沢大学附属病院の連携により、月曜日から金曜日までの外来診療が切れ目なく受診でることになります。町としましては、今後も両大学病院に対し、常勤医師の派遣にご理解いただけるよう、強く要望してまいりたいと考えております。

また、今週末には柳田大祭や小木袖キリコ祭りなど、能登町が誇る祭礼がおこなわれます。同じ能登町内でも、他地区の祭りとなると、中々見る事が無

い方も居られると思います。是非この機会に色々な祭りを見て、地区ごとの伝統を体験していただくようお願い申し上げます、今定例会議の閉会の挨拶といたします。

散 会

議長（鍛冶谷眞一）

以上で、本日は散会いたします。
皆さんご苦労さまでした。

散会（午前１０時４８分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成２８年９月１５日

能登町議会議長 鍛冶谷 眞一

会議録署名議員 市濱 等

会議録署名議員 國盛 孝昭